



## 第 1 期

### 延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画

(令和 4 年 3 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日)



延岡市



高千穂町



日之影町



五ヶ瀬町



—私たちは、この計画の推進により SDGs の前進にも寄与します—



延岡市長 読谷山 洋司

## はじめに

近年、人口減少や高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の支援や、精神障がい者、知的障がい者の親なき後の問題など、地域社会において様々な課題が顕在化してまいりました。そのような中で、成年後見制度は、判断能力が不十分な方の権利を擁護し、地域生活を支える重要な役割を果たすものであります。しかしながら、成年後見制度の利用者数は、認知症高齢者等の数に比べて著しく少ない状況にあります。

そのため、延岡・西臼杵地域では、令和元年10月に九州初の1市3町共同で中核機関「延岡・西臼杵権利擁護センター」を設置し、権利擁護体制の充実を図ってきました。本計画は、成年後見制度の普及啓発や申立支援等を、様々な立場の関係機関が連携して取り組むことで、本地域を「住み慣れた地域で自分らしく 共に生きるまち」にしていくことを目指しています。

今後も、「地域共生社会」・「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、全力で取り組んでまいりますので、住民の皆様ならびに関係者の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、延岡・西臼杵成年後見制度利用促進基本計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、住民の皆様や関係機関の皆様から貴重なご意見やご提言をいただきましたことに、改めて、心から感謝申し上げます。

令和4年3月



高千穂町長 甲斐 宗之



日之影町長 佐藤 貢



五ヶ瀬町長 原田 俊平

## 目次

序章		1
第1章	計画を作るにあたって	3
1	計画を作る背景	4
2	様々な法制度や社会の動き	7
3	中核機関を立ち上げた背景	9
4	計画の役割や策定体制	12
第2章	実態調査から見える現状と課題	17
1	アンケート・ヒアリング調査結果	18
(1)	地域住民向けアンケート (一般住民/民生委員及び児童委員)	18
(2)	成年後見制度利用者本人向けヒアリング	20
(3)	専門職後見人向けアンケート	21
(4)	親族後見人向けアンケート	22
(5)	福祉・医療従事者向けアンケート (事業所職員/施設職員及び病院職員)	23
(6)	障がい者本人又は親族向けアンケート	25
第3章	計画の基本構想	27
1	私たちが目指す「まち」の姿	28
2	「私たちだからこそ」できること	29
3	取組の体系	34
4	権利擁護支援を進める体制	35
第4章	具体的な取組・活動を通じた権利擁護支援体制の推進	37
1	地域内の「人」、「場所」が幅広く成年後見制度を認識することによる、包括的な相談体制の充実	38
2	暮らしを支える環境整備	42
3	さらなる利用促進に向けた取組	50

資料集	53
1 懇話会委員及びオブザーバー	54
2 延岡・西臼杵成年後見制度利用促進基本計画策定懇話会設置要綱	55
3 成年後見制度利用促進基本計画の策定経過	56
4 用語集	57
5 アンケート及びヒアリング調査結果の詳細	62

計画内で出た専門用語で、用語の隣に＊が付いているものは、巻末の「資料集  
4 用語集」で解説していますので、そちらも併せてご参照ください。



## (序章)

私たちは誰もが、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けたい」と思っています。そのためにも、延岡・西臼杵地域は、地域でお互いに支え合える社会を目指しています。

一方で、判断能力が十分でない方が、支え合いの輪に入れず、置き去りにされるような社会であってはなりません。

成年後見制度は、判断能力が十分でない方の意思や権利が守られるための制度であり、「住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けたい」という思いを実現させていくうえで、非常に重要な役割を果たします。

ここで、成年後見制度を利用することで問題解決が図られた事例を紹介したいと思います。

### 【事例①】

Aさん(80代女性)は元々認知症で、知的障がいのある娘のBさん(60代女性)と2人で介護サービスを利用しながら生活していました。2人に支援してくれる近しい親族はいません。ある日、Aさんは自宅で転倒し、足を骨折してしまいました。Aさんは手術を行い、在宅で生活しているBさんとまた一緒に暮らすために、入院中も懸命にリハビリに励みましたが、回復する兆しもなく、車いすでの生活を余儀なくされ、介護施設に入所することになりました。しかし、娘のBさんにとってはAさんが入所する際の手続や入所後の支援が難しいため、Aさんの担当のケアマネジャーから行政に相談がありました。行政は、AさんとBさん同時に成年後見制度の申立てを行い、2人に共通の保佐人が就きました。Aさんは、保佐人の支援で安心して施設に入所する決断ができ、施設で穏やかに生活し、静かに旅立ちました。Bさんは、保佐人の支援でAさんを見送ることができ、Aさんとの思い出の詰まった自宅で、介護サービスを受けながら現在も生活しています。

※複数の事例を組み合わせるなどして資料としたものであり、実際の事例とは異なります。

この事例では、Aさんの施設入所契約や、Aさんなき後のBさんへの自宅(不動産)の相続、Aさんなき後のBさんへの支援の継続が切れ目なく図られたことが分かります。

判断能力が十分でないからという理由のみをもって、自分の人生が自由に選択できない社会であってはならないのです。

【事例②】

認知症のAさん（80代男性）は、妻が亡くなってから借家で1人暮らしとなりました。隣町に弟が住んでいますが、若い時から不仲で、積極的な支援が期待できない状況です。少ない年金額を補うため、空き缶拾いなどもしてきましたが、経済的に苦しく、近くの商店で、代金後払いで食料品や生活雑貨を揃えていました。1人で頑張って生活してきましたが、月日が経過するごとに自宅はごみ屋敷となってしまい、家賃も滞納してしまったことから、大家さんから地域包括支援センターに相談があり、地域包括支援センターと行政が支援することになりました。自宅の衛生環境や、満足に食事も摂っていないことが明らかになり、施設入所と、成年後見制度の申立てを同時に行うことになりました。弁護士が成年後見人となり、借家の原状回復、滞納家賃の支払、商店への支払が終わり、債務はなくなりました。Aさんは今も施設で穏やかに生活されています。

※複数の事例を組み合わせるなどして資料としたものであり、実際の事例とは異なります。

この事例では、Aさんの施設入所後の債務整理について弁護士である成年後見人が活躍したことが分かります。

これらの事例のように、判断能力が十分でなくとも、身近な地域で自分らしく暮らし続けることができること、「困った」と思っても支え合っていけること、安心や安全が保障され、自分の意思や権利が守られること、そういうことが当たり前になされる地域を、延岡・西臼杵地域は目指していきます。

今回、延岡・西臼杵地域で、「住み慣れた地域で自分らしく共に生きるまち」を実現するために、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。この計画を通して、成年後見制度が真に必要とされている方に確実に行き届くための取組を進めていきたいと考えています。

この計画を進行させていく一步一步が、着実に、そして積極的に、延岡・西臼杵地域の権利擁護支援を充実させていくためのものと捉えていただければ幸いです。

## 第1章 計画を作るにあたって

この計画は、支え合う「まち」において、どんな役割を果たすのでしょうか。  
第1章では、延岡市・高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町における「成年後見制度利用促進基本計画」の必要性や関連する法制度、計画の策定体制等について説明します。

▶ 内容

- 1 計画を作る背景
- 2 様々な法制度や社会の動き
- 3 中核機関を立ち上げた背景
- 4 計画の役割や策定体制



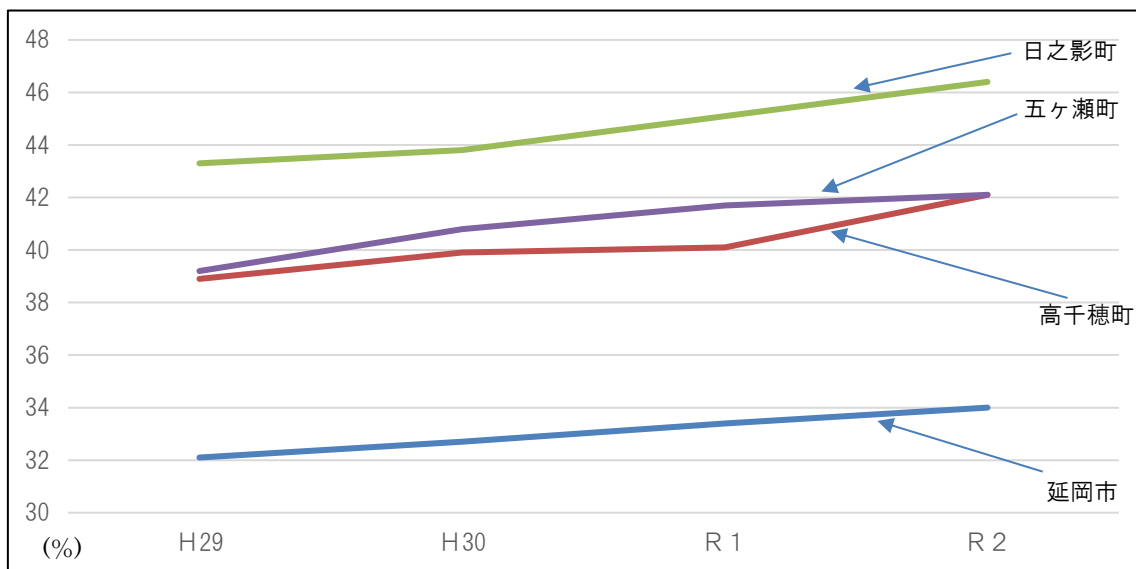
## 1 計画を作る背景

### ■延岡・西臼杵地域における人口と高齢化率

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	西臼杵 3町	延岡+ 西臼杵
総人口(人)	121,180	11,898	3,804	3,729	19,431	140,611
65歳以上の 高齢者数(人)	41,276	5,011	1,768	1,570	8,349	49,625
高齢化率 (%)	34.0	42.1	46.4	42.1	<u>42.9</u>	35.2

宮崎県長寿介護課資料から高齢化率を算出(R2.10.1時点)

### ■延岡・西臼杵地域における高齢化率の推移

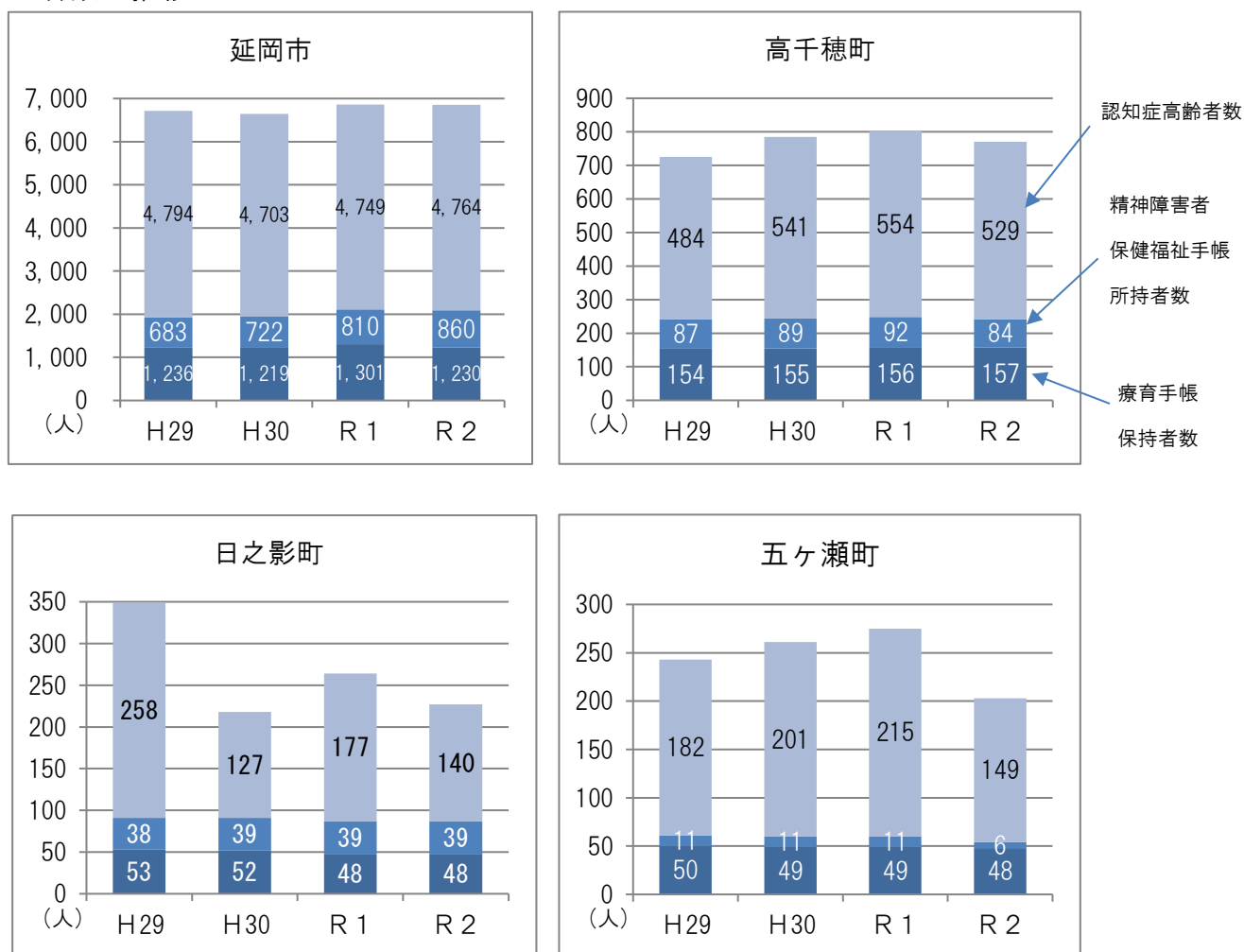


宮崎県長寿介護課資料(各年度10.1時点)

令和2年10月1日時点での延岡・西臼杵地域全体の高齢化率は35.2%となっていますが、西臼杵地域だけでみると40%を超えています。推移を見ると、延岡・西臼杵地域とも平成29年から4年間、高齢化率は緩やかに上昇しています。

## 第1章 計画を作るにあたって

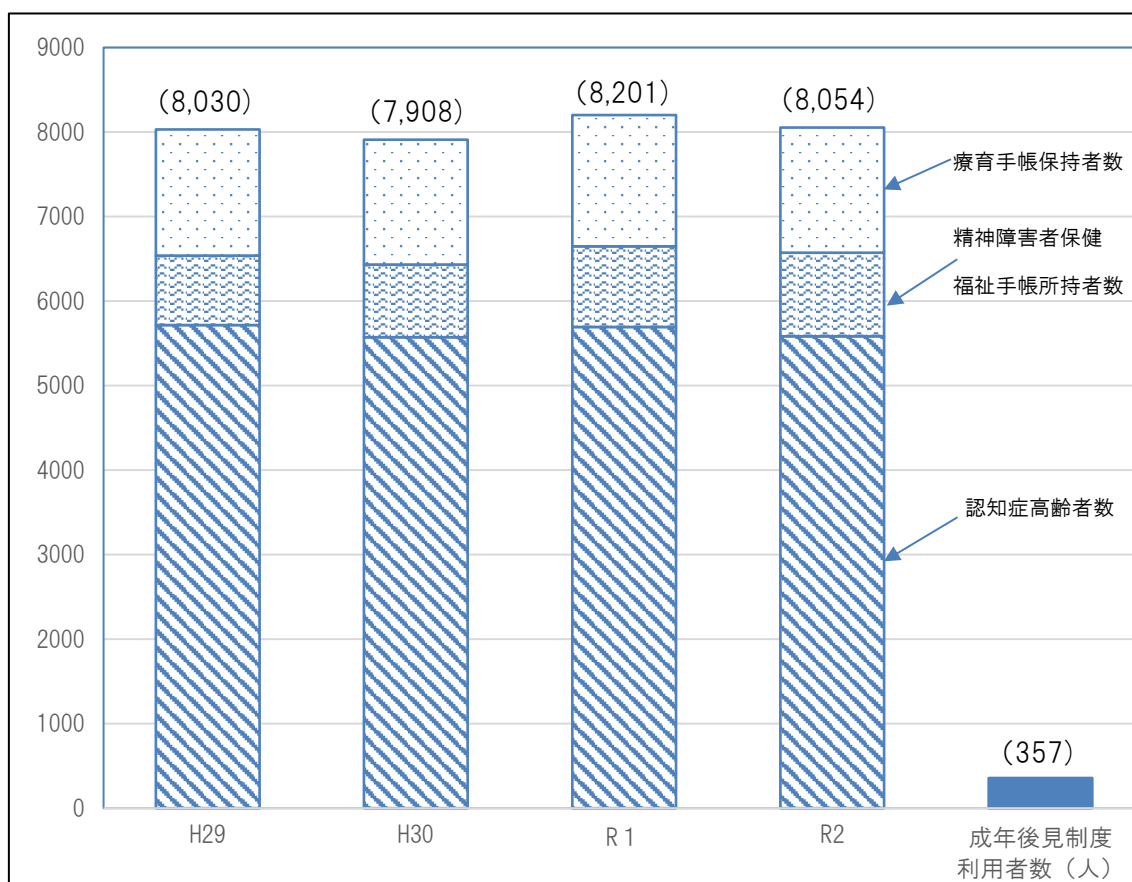
- 延岡・西臼杵地域における◆認知症高齢者数(要介護認定者のうち、日常生活自立度\*Ⅱ以上の者)、◆精神障害者保健福祉手帳\*所持者数、◆療育手帳\*所持者数の推移



各市町の介護保険及び障がい関係システムから抽出（R3.3.31時点）

上記3つを合計した数値は各市町ともに総人口のおおよそ5%前後で推移しており、毎年度一定数成年後見制度の必要な人が存在する状況にあります。

■ 成年後見制度のニーズと利用者数の比較



各市町のデータ及び宮崎県長寿介護課資料を一部引用（R3. 3. 31時点）

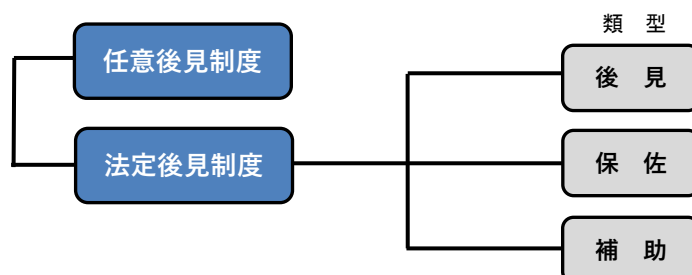
県が実施する「成年後見制度のニーズ調査\*」における最大母数である①認知症高齢者数（要介護認定者のうち、日常生活自立度Ⅱ以上の者）②精神障害者保健福祉手帳保持者数③療育手帳保持者数の令和2年度の合計数8,054人に対して、実際に制度を利用している人は357人と、わずか4.43%となっています。親族等が財産管理や契約手続をしているケースもありますが、制度が必要な人に十分に利用されているとは言えない結果です。

## 2 様々な法制度や社会の動き

権利擁護支援に関する私たちの地域の仕組みを考えるにあたっては、その前提となる様々な法制度や社会の動きを知る必要があります。需要の高まりに対し、どのように対応していくのかといった単なる捉え方ではなく、制度の理念等もあわせて、地域社会の仕組みの中に取り入れていく必要があります。

### (1) 成年後見制度の誕生と概要

- 成年後見制度は、介護保険制度の施行により、介護・福祉サービスが行政による「措置」から自己による「契約」に変更されたことに伴い、平成12年にスタートしました。2つの制度は「高齢社会を支える車の両輪」と言われています。
- 成年後見制度の理念は、「本人の意思尊重」「自己決定権の尊重\*」「ノーマライゼーション\*」といった現代的な理念と「本人保護」の理念との調和にあります。そのため、権利擁護\*の関わりとしては、本人の意思に沿った援助が求められています。
- 成年後見制度は、任意後見制度\*と法定後見制度\*の2つに分けられます。任意後見制度は、判断能力が低下する前に事前に契約を締結し、判断能力が低下した時に支援を受ける制度です。法定後見制度は、判断能力が低下した後から事後的に支援を受ける制度です。法定後見制度は、本人（後見を受ける側）の能力により後見\*・保佐\*・補助\*の3類型に分かれており、類型によって後見人等（後見する側）の代理権・同意権・取消権が定められています。
- 後見等の申立ては、本人や配偶者のほか、4親等以内の親族が行うことができます。また、そもそも本人が認知症等により申立てができず、親族がいない場合や、親族がいても疎遠や高齢等の事情がある場合には、首長（市町村長）による申立て\*を行うことができます（老人福祉法\*・知的障害者福祉法\*・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律\*の規定に基づく）。



## (2) 高齢者虐待防止法と障害者虐待防止法の施行

- 高齢者や障がい者の権利擁護を目的とし、虐待の防止や早期発見・早期対応、養護者の支援を図るため、平成18年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律\*」、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律\*」が施行されました。
- これらの法律では、首長申立てによる成年後見制度の利用を通じた虐待の防止や保護、自立の支援、そして成年後見制度の周知や利用に係る経済的な負担の軽減が求められています。

## (3) 地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備

- 令和3年に社会福祉法\*の一部が改正されました。この改正において市町村は、地域共生社会\*の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うことが求められています。
- また、複雑化・複合化した課題を抱えている世帯は、社会的に孤立していることも多くなっています。その場合、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことも大切です。このため、住民同士が支え合う関係性をつくることが求められ、それが地域のセーフティネットになっていきます。
- 成年後見制度の利用が必要な人は、自らSOSの声を上げることができない場合も多く、また、抱える課題が多岐にわたることもあるから、数々の支援機関や地域の関係者が連携して対応する必要があるため、このような全体的な仕組みづくりの中で、権利擁護支援を捉えていく必要があります。

## (4) 認知症施策推進大綱の策定

- 認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症バリアフリー\*の取組を進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大等「予防」の取組を進めるため、令和元年に「認知症施策推進大綱\*」が取りまとめられました。認知症バリアフリーの推進においては、「成年後見制度の利用促進」が位置付けられています。

### 3 中核機関を立ち上げた背景

#### (1) 成年後見制度利用促進法の施行と国基本計画の制定

- 地域共生社会の実現に資するため、重要な手段でありながら必要な人に十分利用されていなかった成年後見制度に関して、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、この法律に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が、平成29年に閣議決定されました。
- これらによって、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、チーム\*・協議会\*・中核機関からなる「権利擁護支援の地域連携ネットワーク\*」の構築が求められています。また、中核機関は①広報②相談③成年後見制度利用促進④後見人支援の4つの機能を果たすことが求められており、これらにより⑤不正防止効果も生じるとされています。

※中核機関とは、成年後見制度の利用促進を図るために必要とされる、様々な関係団体からなる地域連携ネットワークの中核を担う機関のことをいいます。行政及び家庭裁判所をはじめ、弁護士会等の専門職団体、医療福祉関係団体等と連携し、相談対応や後見人候補者調整といった役割を果たすものであり、国の基本計画においては市区町村単位での設置が求められています。

#### (2) 中核機関ができるまで

- 平成30年4月頃、高千穂町で活動している延岡市の後見人から、成年後見制度利用支援事業の実施要綱を両市町合わせてほしいという意見があったことが契機となり、両市町の担当で成年後見制度を取り巻く現状を共有するにつれ、日之影町、五ヶ瀬町も含めた、延岡・西臼杵地域として権利擁護支援に係る体制の整備が必要不可欠であるとの思いが生まれました。元々、延岡・西臼杵地域は定住自立圏形成協定\*を締結しており、宮崎家庭裁判所延岡支部の管轄下であったこと等も広域連携のきっかけとなりました。延岡・西臼杵地域の担当で協議を重ねる中で、成年後見制度の普及啓発が十分でないことや、申立て手続の煩雑さ、受任調整\*（マッチング）の大変さなど、様々な課題が浮き彫りとなり、制度の利用促進に向けた旗振り役となる中核機関の立ち上げの声が上がりました。そして、最終的に広域にインフラとして中核機関を整備するという結論から、定住自立圏形成協定（変更協定）締結という形で実を結びました。

## 第1章 計画を作るにあたって

### ■中核機関立ち上げのプロセス

時 期	概 要
平成 30 年5月	各市町での現状の共有。 利用促進(基本計画・中核機関・法人後見*等)に関する意見交換。中核機関の広域設置の合意。
平成 30 年 6月～9月	担当者で集まり、中核機関のイメージ、機能、求められる職種、人員、予算等について検討(県長寿介護課がオブザーバーとして参加)。
平成 30 年 10 月	先進地視察(愛知県知多市・豊田市・尾張東部)。
平成 30 年 11 月	管理職向け研修会、成年後見ネットワーク会議開催。
平成 30 年 12 月 ～ 平成 31 年2月	中核機関の業務、職員配置基準、予算、プロポーザル等について協議。
平成 31 年3月	定住自立圏形成協定(変更協定)締結。 延岡・西臼杵地域における中核機関設置運営に関する覚書の共有。
平成 31 年 4 月～ 令和元年 9 月	プロポーザル準備、事前説明会、公募、プロポーザル選定委員会実施。 →受託者は一般財団法人延岡市高齢者福祉協会に決定。
令和元年 10 月	中核機関の運営スタート(委託契約、4市町協定締結)。

### (3) 延岡・西臼杵地域の現状と課題

#### ■首長申立て件数

	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度
延岡市	41	17	18	22
高千穂町	0	0	0	3
日之影町	0	0	2	0
五ヶ瀬町	0	0	0	1

令和元年10月に延岡・西臼杵地域の中核機関がスタートしてから、これまで0件だった西臼杵地域で首長申立てが行われました。このことから、中核機関が成年後見制度利用促進に寄与しており、各市町のニーズを拾い上げることができていると考えられます。

## 第1章 計画を作るにあたって

### ■各専門職団体における後見受任可能会員の所在地別の数

		弁護士会	司法書士会	社会福祉士会	行政書士会	計
西 臼 杵	高千穂町	0	1	0	0	1
	日之影町	0	0	0	0	0
	五ヶ瀬町	0	0	0	0	0
延岡市		9	6	19	6	40
計		9	7	19	6	41

宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ（R3.4.1時点）

専門職後見人不足が喫緊の課題であり、特に西臼杵地域は、専門職後見人\*は1名のみとなっています。受任者不足解消のために、親族後見人\*と市民後見人\*の活躍が期待されます。

### ■市民後見人養成講座修了者数及び法人後見実施機関数

延岡・西臼杵地域の市民後見人養成講座修了者数	21人
（内、法人後見支援員として実際に活動している者の数）	（2人）
延岡・西臼杵地域の法人後見実施機関	2法人

宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室調べ（R3.3.31時点）

受任者不足の問題は、過疎化や高齢化が進んでいる地域で特にはっきりとあらわれています。先述のとおり、延岡・西臼杵地域は高齢化率が高く、さらに、西臼杵地域は首長申立て件数が増加傾向にあるため、社会福祉協議会等による法人後見を整備する必要があります。



## 4 計画の役割や策定体制

### (1) 行政の役割・責務

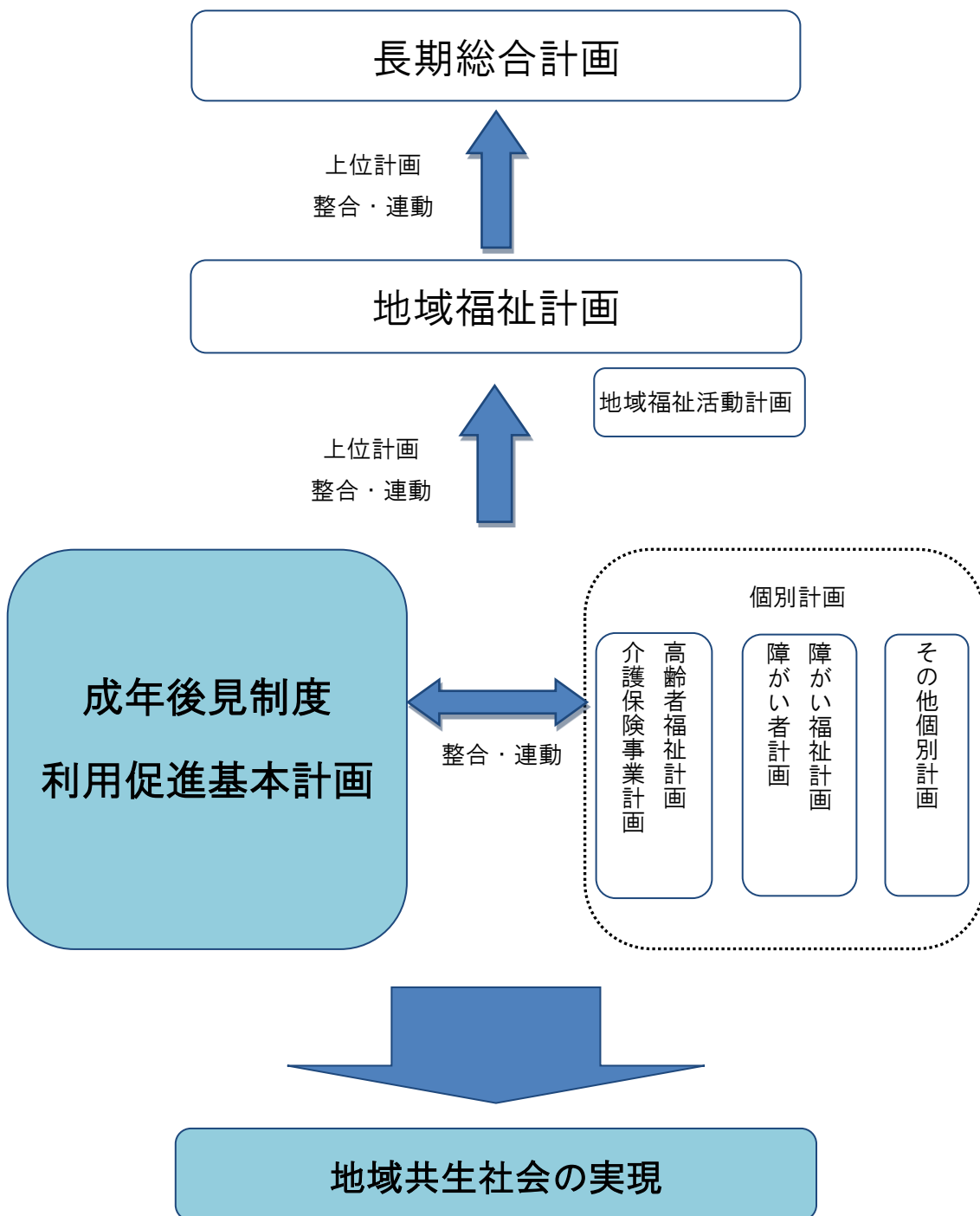
- この計画の考え方や理念を実現するためには、住民や関係者が、それぞれ主体的に取り組む必要があり、その主導を担う役割が行政にあります。
- 行政の責務は、元々、「住民の福祉の増進を図ること」です。保護的な対処だけでなく、この計画に位置づけられた積極的かつ予防的な権利擁護支援の取組を推進することにより、判断能力が十分であろうとなかろうと、すべての住民がいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会の実現につながります。

### (2) 計画の位置づけ

- この計画は、成年後見制度等権利擁護支援の充実に向けた考え方や取組を示す位置づけの計画です。
- そして、社会福祉法に規定される「地域福祉計画」及び住民が主役の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の考え方を基盤とし、両計画における権利擁護支援に関する具体的な実行を果たす役割を担います。
- また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条に規定される「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」としても位置づけられます。
- 延岡・西臼杵地域は、定住自立圏形成協定を結んでおり、権利擁護体制の充実（成年後見制度の利用促進）を取組の一つとしています。令和元年10月には取組の一環として中核機関（延岡・西臼杵権利擁護センター）を設置していますが、本基本計画は、中核機関の活動指針にもなり得るものであることから、延岡・西臼杵地域の広域で策定準備を行うこととしました。

(3) 他の計画との関連性

- この計画は、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」など、他の行政計画との整合・連動を図っています。



## 第1章 計画を作るにあたって

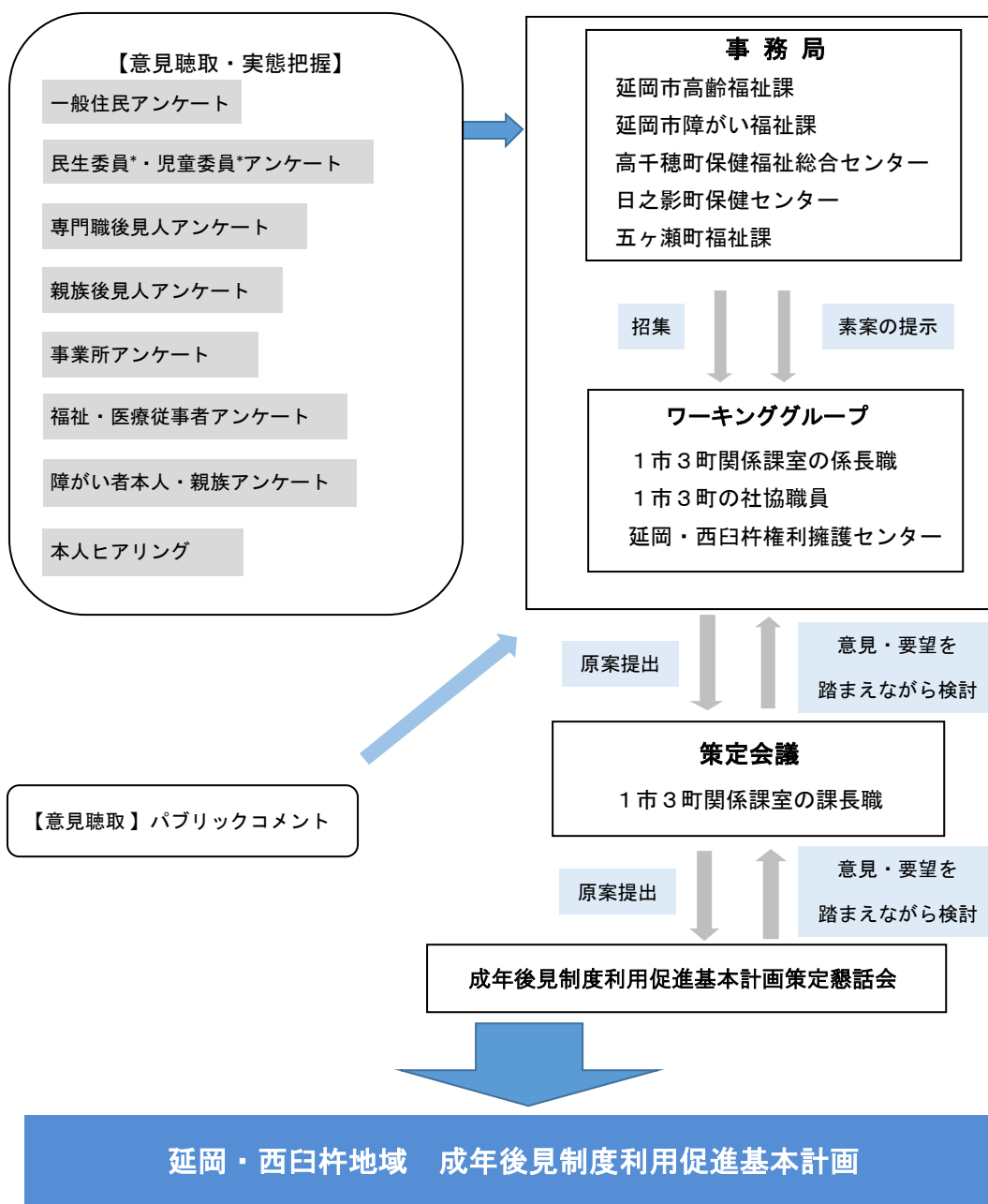
### (4) 計画の期間

- この計画の期間は、令和4年3月から令和10年3月（令和9年度末）までの6年1か月とします。

年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度
延岡・西臼杵地域 成年後見制度 利用促進基本計画		第1期					
【国】 成年後見制度 利用促進基本計画	第1期	第2期					

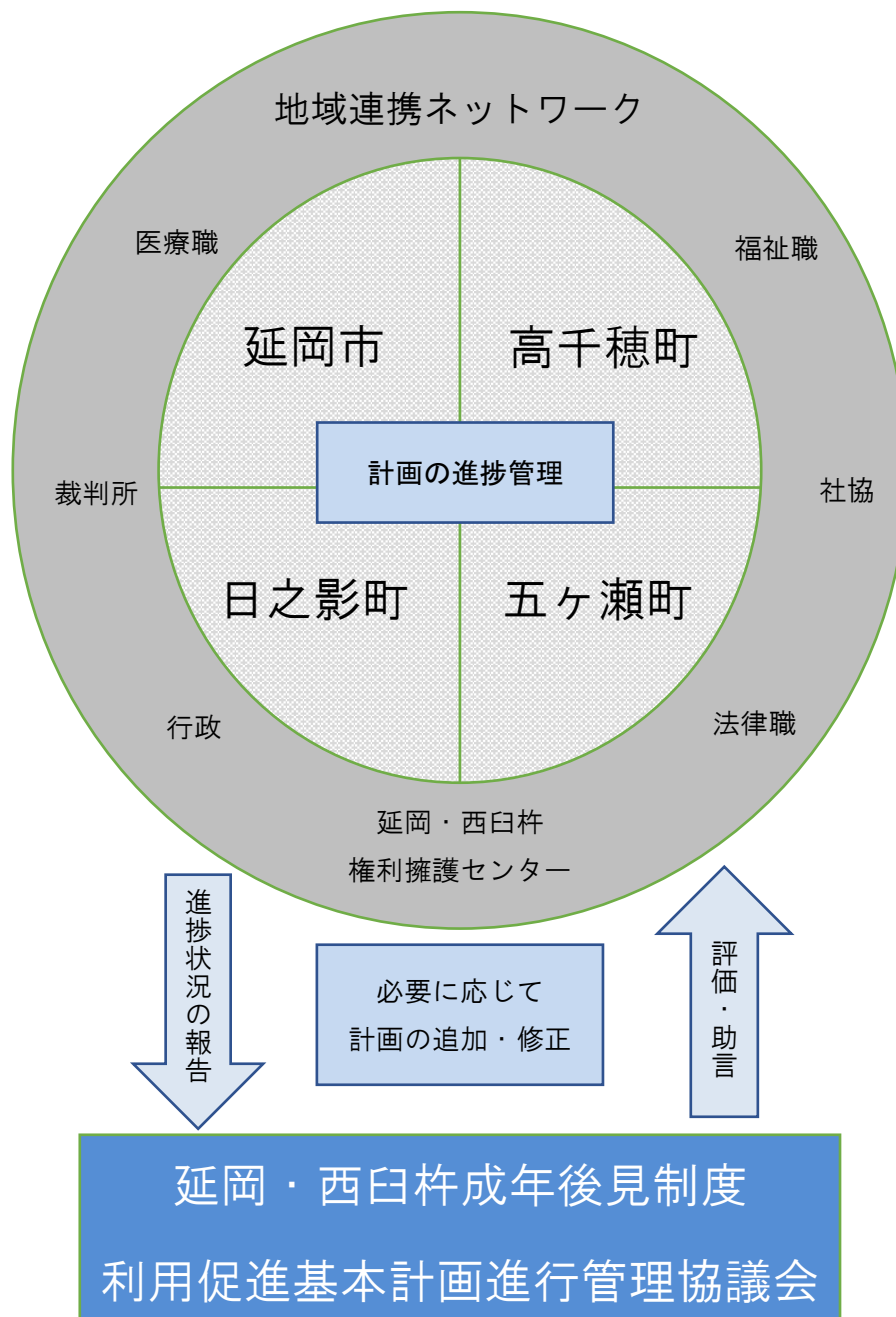
(5) 計画の策定体制

- アンケート及びヒアリング調査に基づいて、事務局で素案を作成し、それをワーキンググループ・策定会議・懇話会それぞれの会議に諮りました。また、パブリックコメント等により得られた意見を反映させ、計画の充実を図りました。



(6) 計画の適切な管理体制

- 計画の着実な進行のために、各市町は、地域連携ネットワークを活用し、計画に対する取組状況の確認や効果・課題の分析・抽出を行い、計画の進捗状況の管理を行います。また、「延岡・西臼杵成年後見制度利用促進基本計画策定懇話会」をベースに、「延岡・西臼杵成年後見制度利用促進基本計画進行管理協議会（以下「協議会」とします。）」を設置します。協議会は、年1回の開催を基本とし、各市町による進捗状況の報告及び協議会委員からの評価・助言を行うとともに、必要に応じて計画の追加・修正を行います。



## 第2章 実態調査から見える現状と課題

今回、計画を策定するにあたり、様々な立場の方々から成年後見制度に対する理解や印象、意見を確認するため、調査対象者を下表のとおり分類し、それぞれにアンケート・ヒアリングを行いました。

※市町別の調査回答数（単位：人）

調査年月：令和3年2月～3月

		延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	合計
(1) 地域住民	一般住民	1,500	146	96	85	1,827
	民生委員・ 児童委員	241	51	24	18	334
(2) 成年後見制度利用者本人		44	2	2	1	49
(3) 専門職後見人		20	1	-	-	21
(4) 親族後見人		81	7	4	-	92
(5) 福祉・医療 従事者	事業所職員	76	14	3	6	99
	施設職員及び 病院職員	92	10	4	5	111
(6) 障がい者本人又は親族		76	17	-	3	96

事業所職員…居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、

相談支援事業所等に従事する職員

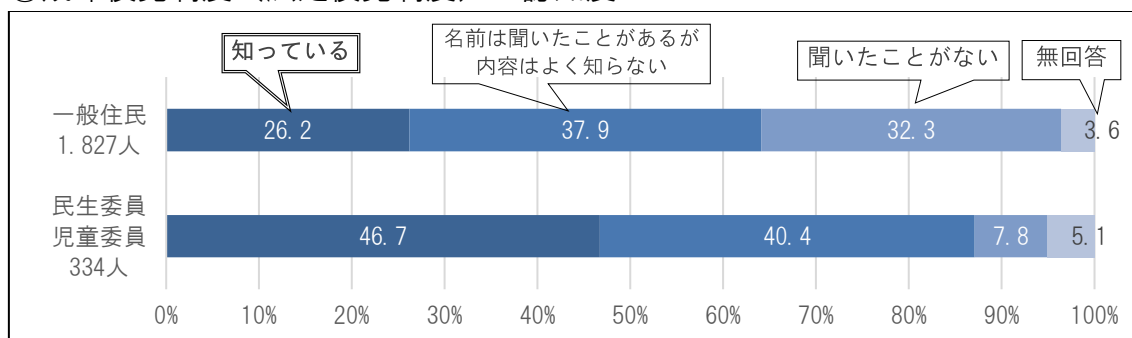
施設職員…高齢者施設及び障がい者施設に従事する職員

## 1 アンケート・ヒアリング調査結果

調査の結果、全体的に「制度に対する理解不足・不安」、「制度に対する誤解・支援の難しさ」といった課題が見られました。

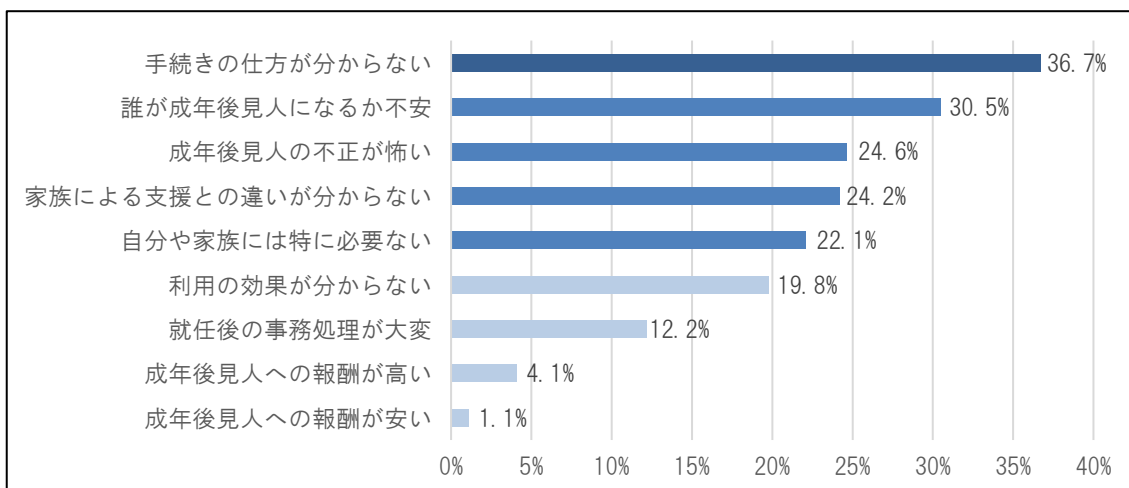
### (1) 地域住民（一般住民/民生委員・児童委員）向けアンケート

#### ① 成年後見制度（法定後見制度）の認知度



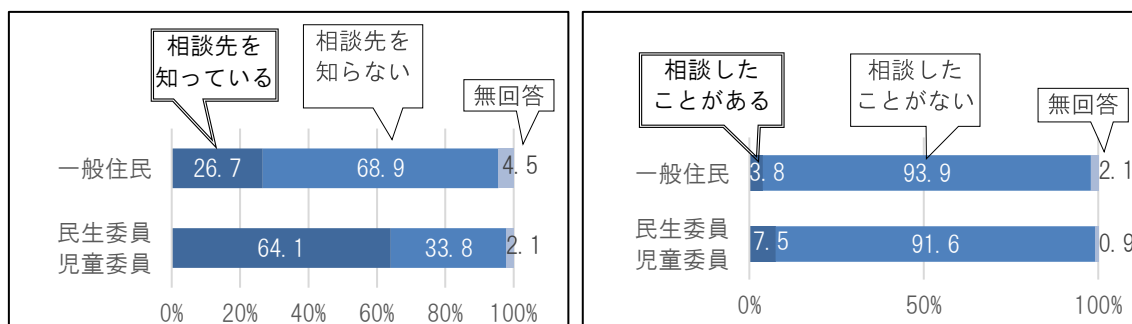
成年後見制度は、介護保険制度とともに“高齢社会を支える車の両輪”として平成12年（2000年）に施行されましたが、認知度は低い状況にあります。一般市民の認知度は26.2%にとどまりますが、民生委員・児童委員は、定例会等を通じて制度の広報・啓発を進めてきたこともあり、認知度は46.7%と一般住民よりも高い状況にあります。

#### ② 成年後見制度に対する印象（一般住民・民生委員等合計、複数回答）



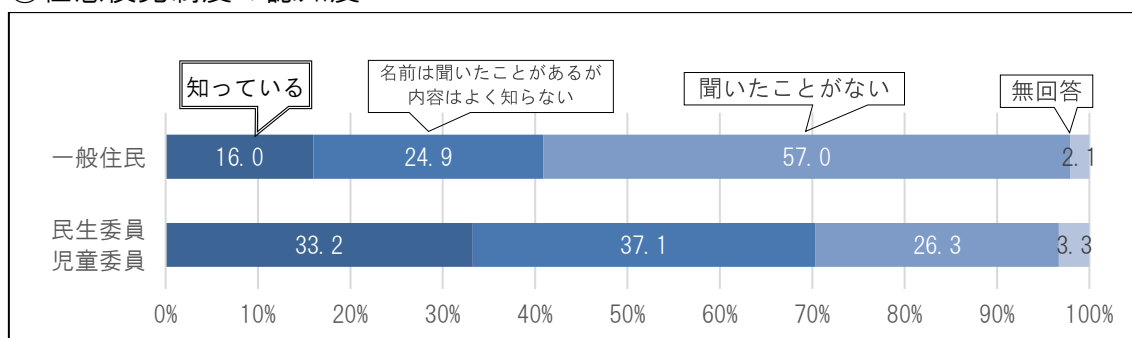
成年後見制度に対する印象としては、「手続きの仕方が分からない」「誰が成年後見人になるか不安」「成年後見人の不正が怖い」が上位にあり、申立て手続きや制度内容に対する不安のある人が多い傾向にあります。また、「家族による支援との違いが分からない」「自分や家族には特に必要ない」もそれぞれ20%程度あり、制度を利用するメリットが感じられるような普及啓発活動を進める必要があります。

③相談先の認知度及び相談経験



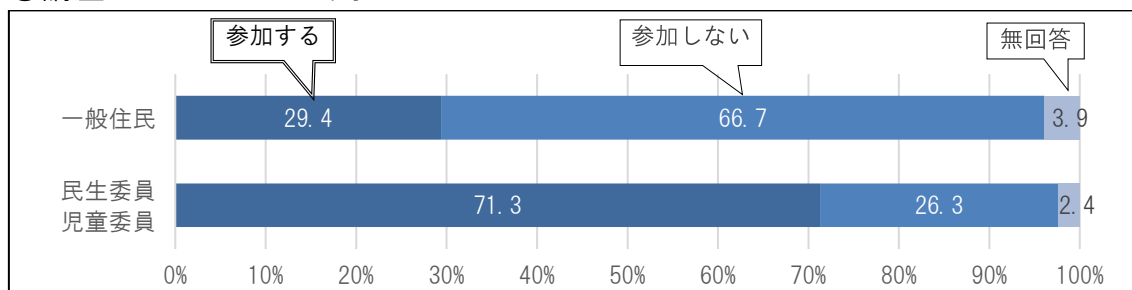
「相談先を知っている」人の割合は、一般住民が 26.7%に対し民生委員等は 64.1%と高く、知っている相談機関としては、「行政」や「家庭裁判所」が上位にあります。一方、「相談したことがある」人の割合は一般住民・民生委員等いずれも低い状況にあります。一般住民に対しては、制度自体の普及啓発と同時に、相談機関の周知・PRが必要と考えられます。

④任意後見制度の認知度



任意後見制度の認知度は、一般住民が 16.0%、民生委員等が 33.2%と法定後見制度に比べて少ない状況にあります。実際の任意後見制度利用者数（任意後見契約を締結した者のうち、任意後見監督人が選任され、実際に後見が開始された者の数）も、令和2年10月1日時点で延岡・西臼杵合わせてわずか3名と、非常に少ない状況にあります。

⑤講座・セミナーへの関心

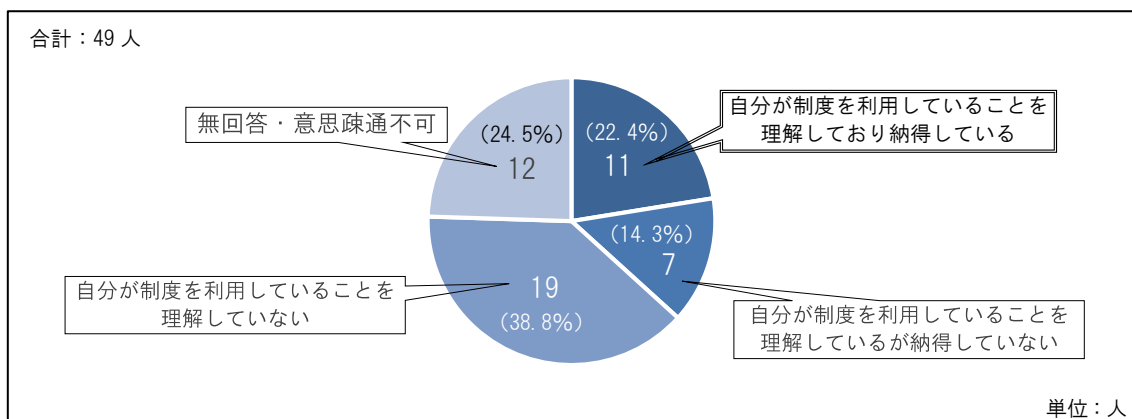


成年後見制度の講座・セミナーの関心度は、一般市民に比べ、民生委員等は 71.3%と高い傾向にあります。民生委員等は成年後見制度の認知度も高く、制度について知識を深められる講座・セミナーの開催が望まれます。



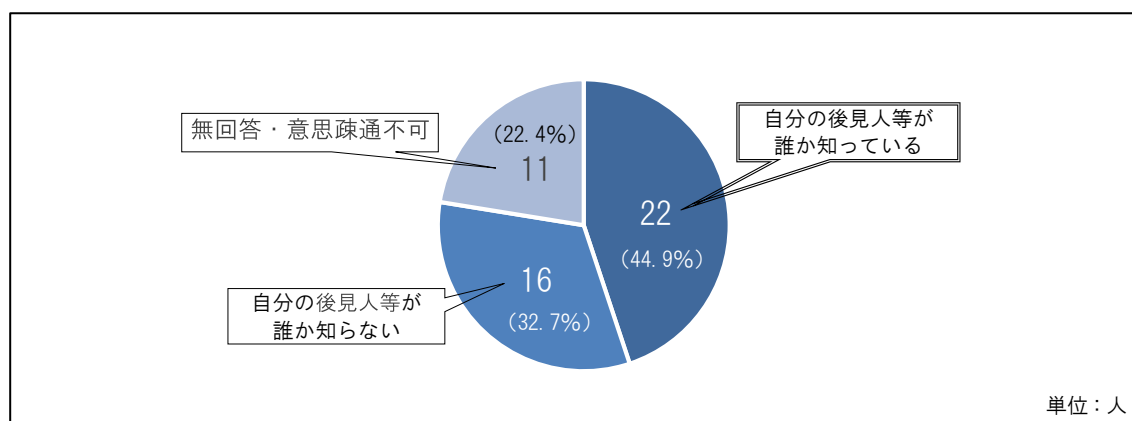
## (2) 成年後見制度利用者本人向けヒアリング

### ①成年後見制度利用についての理解



自分が成年後見制度を利用していることについて「理解しており納得している」と回答した人は11人となっています。一方、「理解しているが納得していない」「理解していない」と回答した人は合わせて26人となっており、利用者が理解・納得できるような制度説明が必要と考えられます。

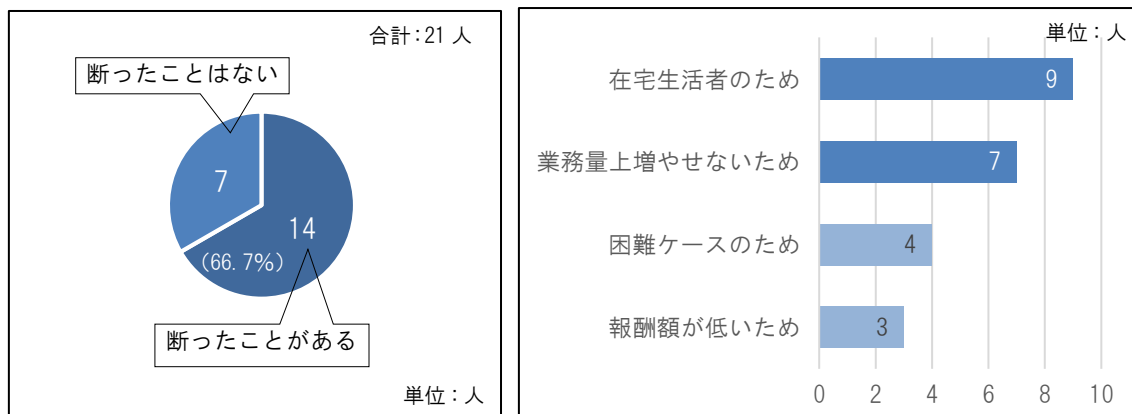
### ②後見人等に対する認識・印象



このヒアリングは、第三者＝親族以外の後見人等が付いている人に対して行ったものですが、自分の後見人等が誰か「知らない」と回答した人は16人となっており、本人と後見人等との信頼関係の構築が必要であると考えられます。また、自分の後見人等の印象について尋ねたところ、「優しい」「良くしてくれる」「いい人」等良い印象を答えた人が44.9%、「全く来てくれない」「小遣いをくれない」等悪い印象を答えた人が30.6%となっています（P69資料集参照）。

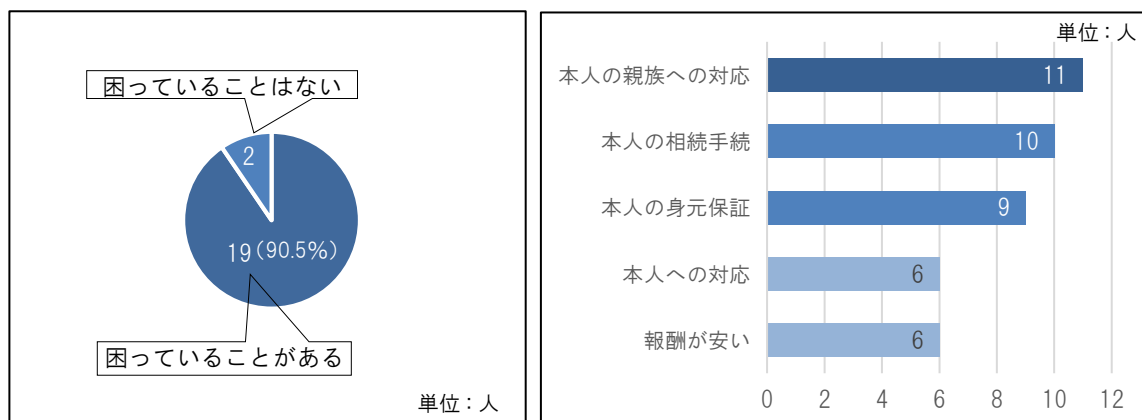
(3) 専門職後見人向けアンケート

①受任依頼の辞退及び辞退の理由（複数回答）



「受任依頼を断ったことがある」専門職後見人は14人で、断った理由は「在宅生活者であるため」や「業務的にこれ以上増やせないため」が多くなっています。一般的に、施設入所中や病院入院中の者に比べ、在宅生活者の後見業務は、「身上保護\*」が重視されるため、業務量が多くなる傾向にあることが要因と考えられます。

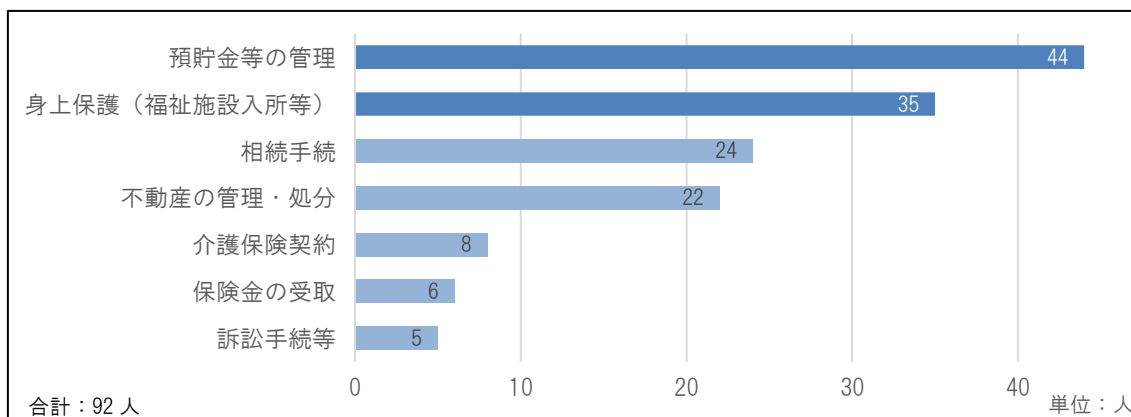
②後見業務における困りごと及び困りごとの内容（複数回答）



実際の後見業務において困りごとがある専門職後見人は19人で、困りごとの内容としては「本人の親族への対応」のほか「本人の相続手続」「本人の身元保証」が多くなっています。そのほか、「後見業務に対する関係機関の理解不足がある」や「登記事項証明書の有効期間の延長や支局での発行が望ましい」等の意見がありました。

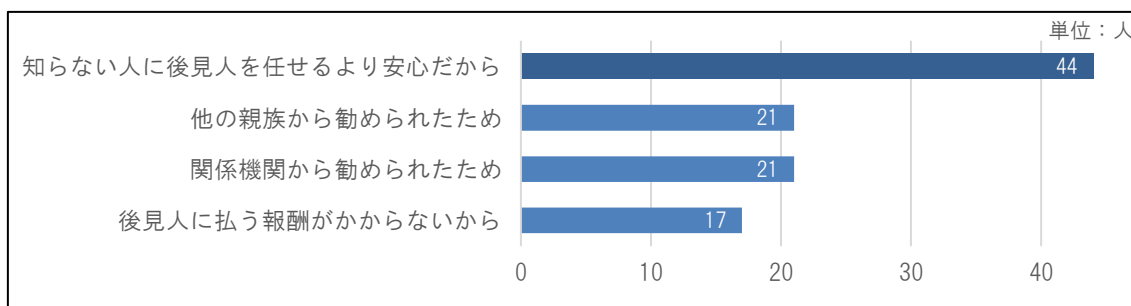
(4) 親族後見人向けアンケート

①成年後見制度を利用した経緯（複数回答）



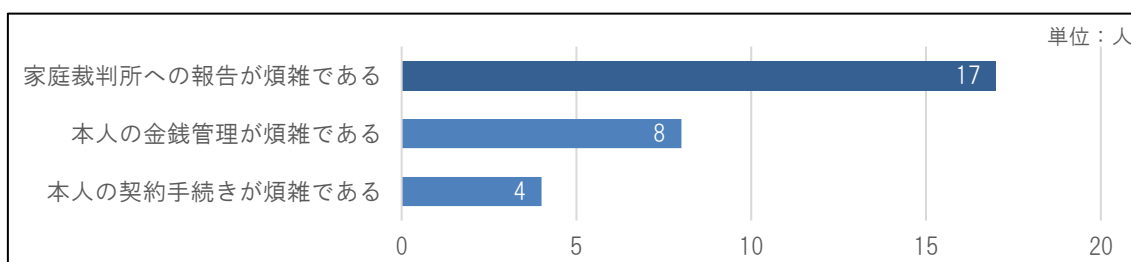
制度利用の経緯としては、「預貯金の管理」や「身上保護（福祉施設入所等）」等日常的な支援を目的とした人が多くなっています。

②親族として後見人等に就任した経緯（複数回答）



親族後見人に就任した経緯として「知らない人に後見人を任せるより安心だから」と回答した人が最も多くなっています。また、他の親族や、専門職・裁判所・施設等の関係機関から親族後見を勧められた人も多くなっています。

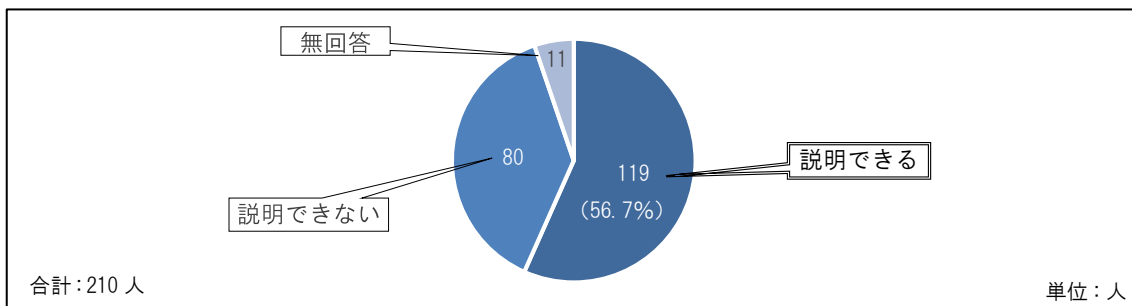
③後見業務における困りごと（複数回答）



親族後見人は、専門職後見人に比べ本人の身近な存在であり続けることが強みですが、後見業務において困っていることは、「家庭裁判所への報告が煩雑である」と答えた人が最も多くなっています。その他の回答として「後見人が高齢である・病気がある」「遠方である」と答えた人もいました。

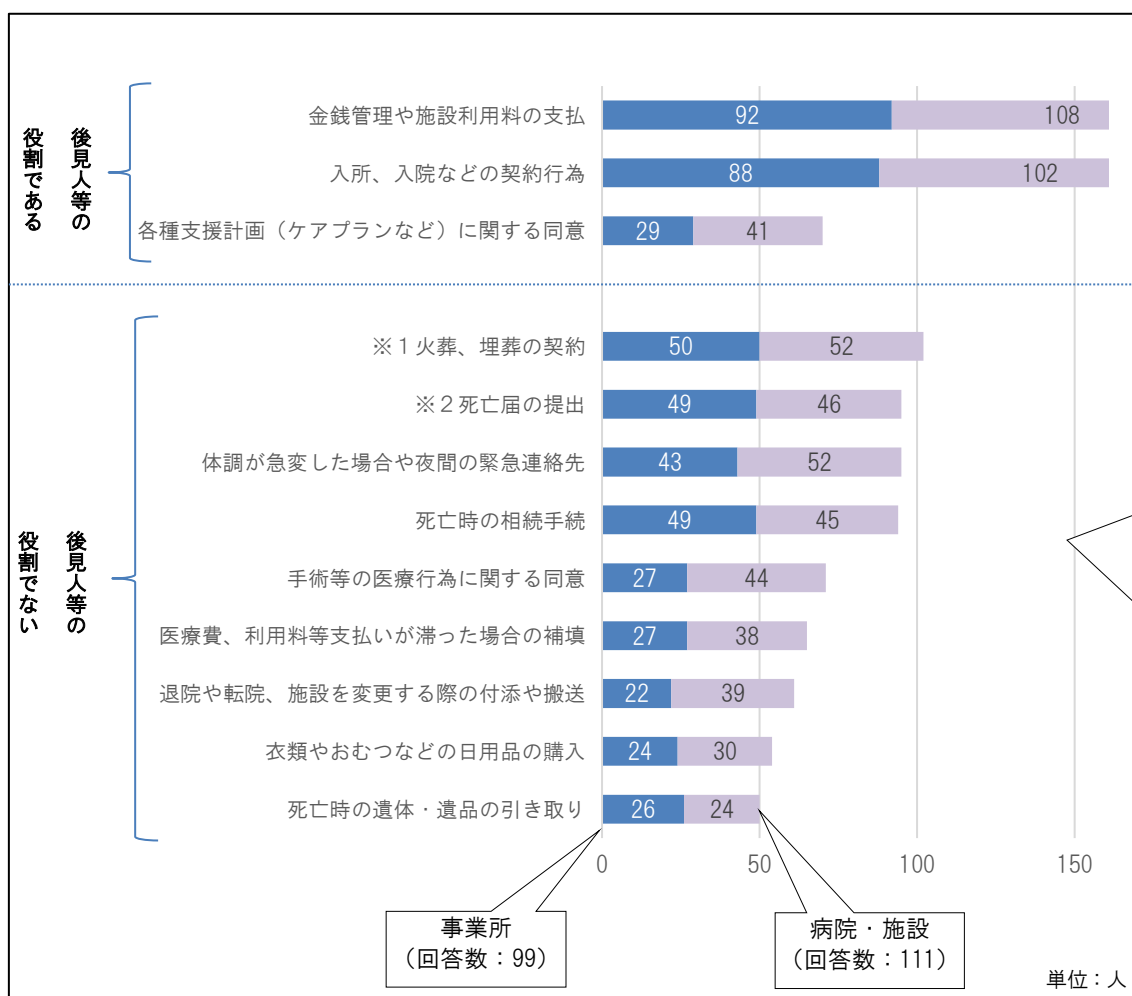
(5) 福祉・医療従事者向けアンケート

① 成年後見制度の説明（事業所・病院・施設合計）



成年後見制度が必要とされる人を支援する立場にあるにもかかわらず、成年後見制度を説明できる人の割合は全体の56.7%にとどまっています。

② 後見人等の役割に関する理解

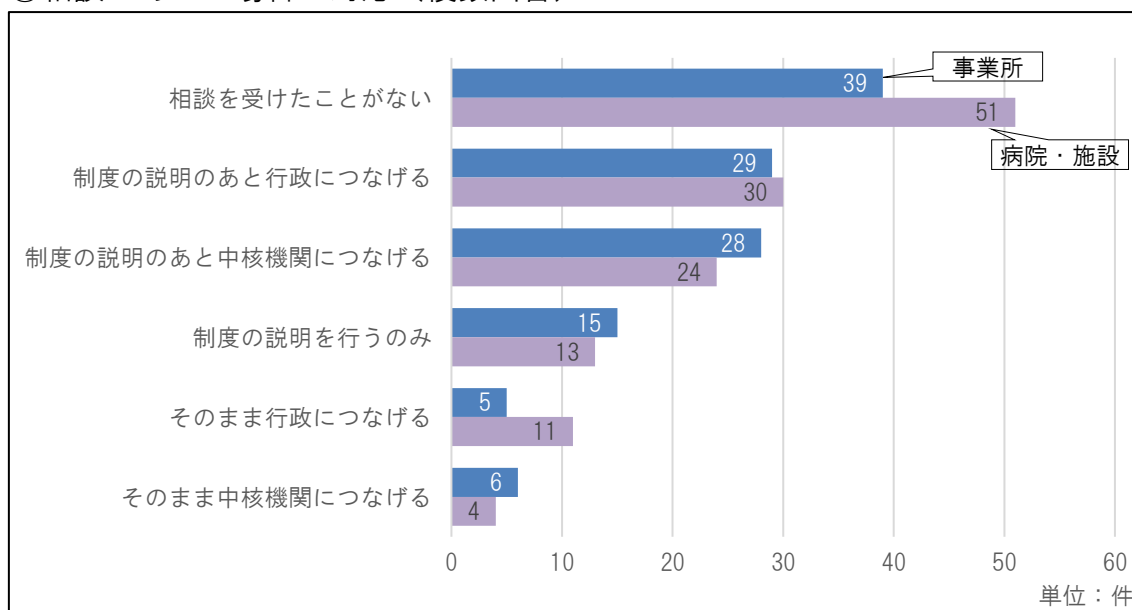


「支払」や「契約」等の本来の後見業務だけでなく、事实现為\*や身元保証、死亡時の手続についても後見人等の役割と誤解している職員も多い状況です。

\*1 火葬・埋葬の契約については、成年後見人のみ、家庭裁判所の許可を得ることで可能となる場合もある

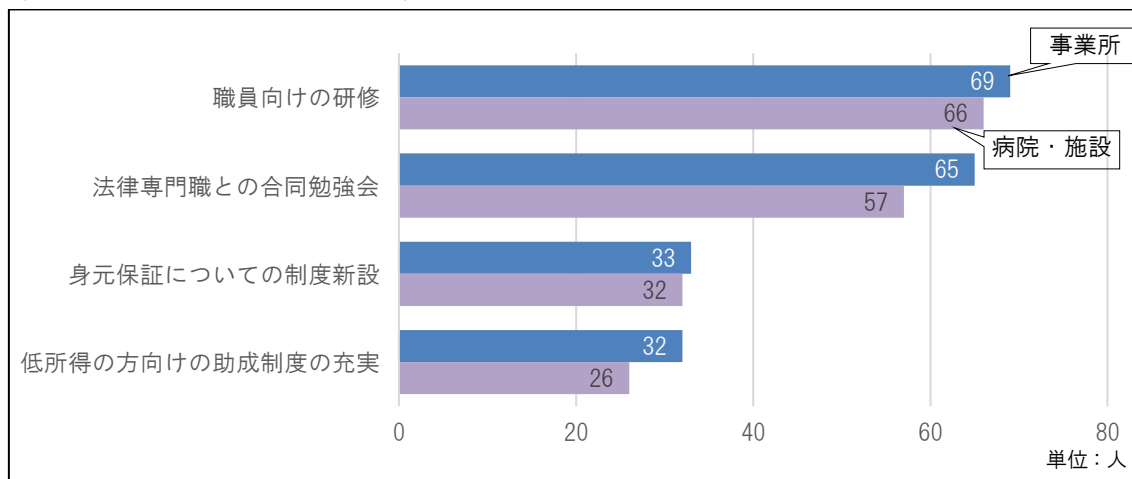
\*2 死亡届の提出については、後見人等は本来届出義務者には含まれないが、戸籍法により届出が可能である。

③相談があった場合の対応（複数回答）



相談があった場合、「制度の説明のあと行政につなげる」「制度の説明のあと中核機関につなげる」ケースが多いですが、そもそも「相談を受けたことがない」ケースも多くなっています。このほかに司法書士や社会福祉士等の専門職に直接つなげるケースもあります。

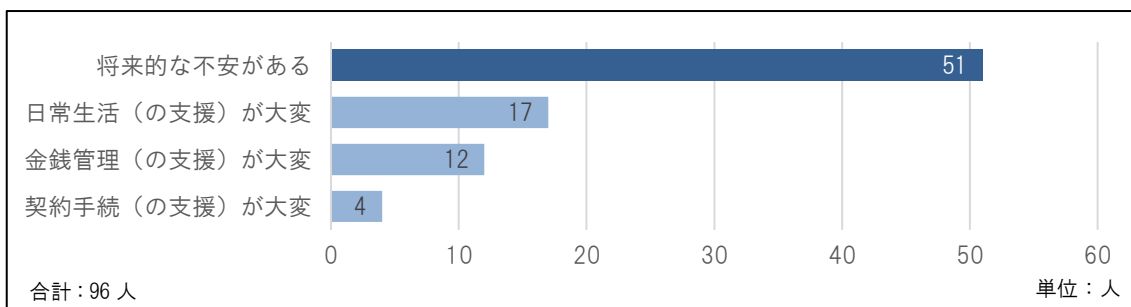
④利用支援に必要な施策（複数回答）



利用支援のための施策として、「職員向けの研修」や「法律専門職との合同勉強会」が必要との意見が多くありました。そのほか「相談から後見人の選任～申立てまでの迅速な手続き」や「後見人等候補者の確保・育成」等の意見がありました。

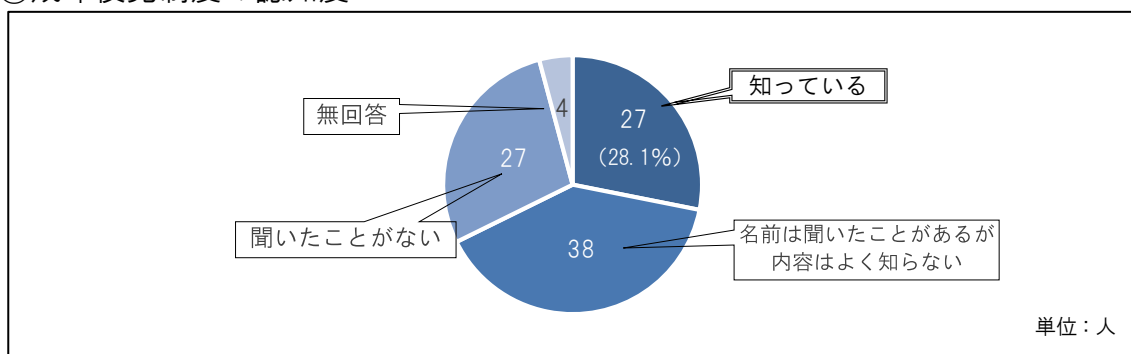
(6) 障がい者本人又は親族向けアンケート

①生活上の困りごと（複数回答）



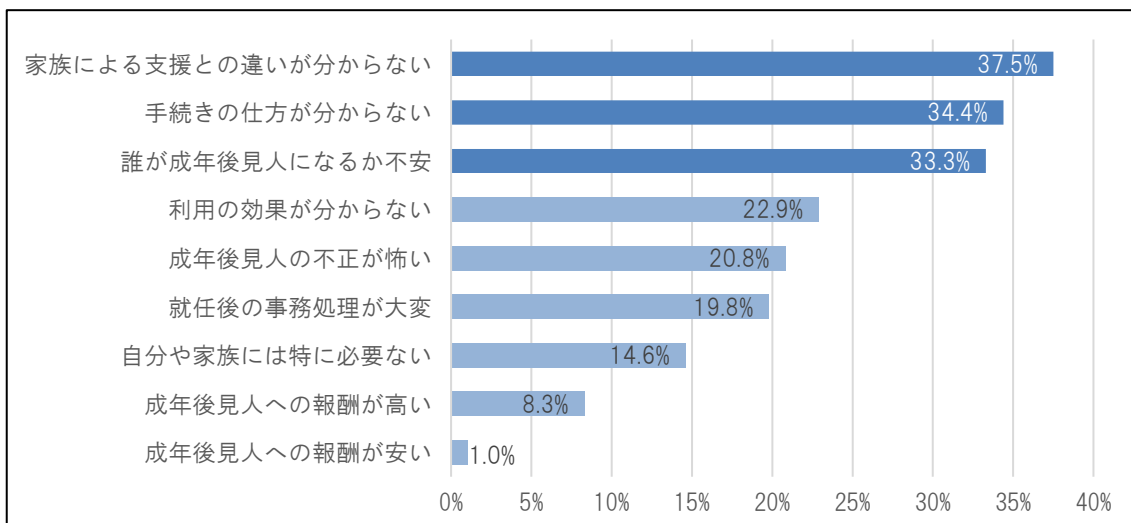
障がい者本人又は親族の生活上の困りごととして、高齢や病気等「将来的な不安」を挙げる人が突出して多い状況です。

②成年後見制度の認知度



将来的な不安を抱えている人が多くいる一方で、成年後見制度を知っている人の割合は少ない状況にあります。

③成年後見制度の印象（複数回答）



成年後見制度に対する印象として、「家族による支援との違いが分からない」「手続きの仕方が分からない」「誰が成年後見人になるか不安」が上位にあり、制度を利用するメリットを理解してもらう方策を推進する必要があります。



## 第3章 計画の基本構想

第3章では、この計画の言わば心臓や基本的な骨格であり、権利擁護支援の様々な取り組みを進めていくにあたっての延岡・西臼杵地域における考え方や体制を説明します。

どのような「まち」を目指していくのか、そのためにはどのような取組が必要となるのかを整理します。

▶ 内容

- 1 私たちが目指す「まち」の姿
- 2 「私たちだからこそ」できること
- 3 取組の体系
- 4 積極的かつ予防的な権利擁護支援を進める体制

また、2030年に向けて世界が合意した持続可能な開発目標、「SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS（以下、「SDGs\*」とする。）」の17の開発目標の一部がこの取組により前進することも意識して基本構想を構築しています。



## 1 私たちが目指す「まち」の姿

- この計画は、「まち」に暮らす全ての「ひと」が、自身の意思が尊重され、各々の協力や連携、支え合いのもとに、住み慣れた地域でいつまでも暮らすことのできる地域社会を実現するためのものです。
- ただし、権利擁護支援という、目には映らないですがその分意識を強く持つべき分野を取り扱いますので、メッセージ性を強く打ち出すために、副題を付けることにしました。
- また、この計画の取組を推進することは、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現につながります。そしてSDGsのゴールの一部については、この計画の実行により前進しますので、「まち」全体が権利擁護支援によって変化していくことを常に意識することが重要であると考えます。
- これらのことから、“私たちが目指す「まち」の姿”を以下のとおりとします。

### 【目指す「まち」の姿】

## 住み慣れた地域で 自分らしく 共に生きるまち

### ～ひとりひとりの権利を守り、つながり支え合う地域共生社会の実現～



日常生活から見守り、気づき、支え合うことで地域とつながり、そして必要に応じて成年後見制度を適切に利用することにより、福祉につながることのできる「まち」を目指します。



権利擁護が図られることで、いつまでも社会の一員であり続けることができ、そして社会とつながり続けることのできる「まち」を目指します。



全ての人々が誰ひとりとして排除されず、いつまでも自身の意思が反映され、安心して共に暮らし続けることのできる「まち」を目指します。



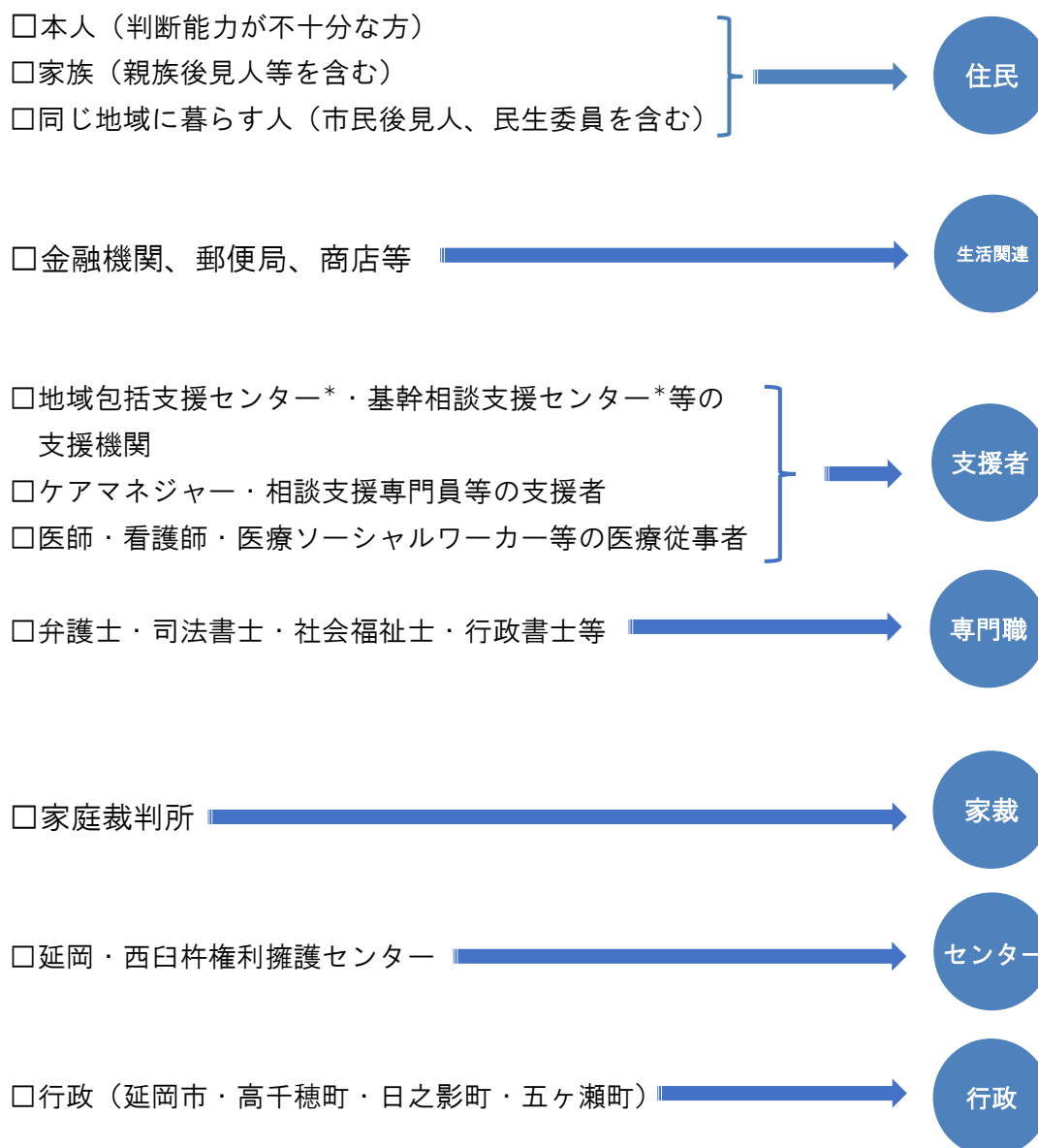
地域社会全体で、私たちは意思を尊重し合い、その意思に基づく生活の実現のために、支え合うことのできる「まち」を目指します。

※上のアイコンは、17あるSDGsのゴールを示すものであり、この計画により前進が期待されるものです。

## 2 「私たちだからこそ」できること

- 私たちが目指す「まち」の姿の実現に向けて、私たち同士が連携・協力し合い、各々がその立場だからこそできる役割を果たしていく必要があります。この計画では、権利擁護支援に関わる様々な立場を、大きく「住民」「生活関連」「支援者」「専門職」「家裁」「センター」「行政」の7つのカテゴリーに分類しています。

### 権利擁護支援に関わる様々な立場の分類



#### 「私たちだからこそ」できることは？

当たり前のことから、少し意識して行うことまで、私たちそれぞれの立場だからこそできることがあり、お互いに役割を共有し合って様々な取組を進めます。

#### 住民



地域の中で権利を擁護し意思を尊重し合い

いつまでも社会に参加し続ける

- 私（本人）は認知症や障がい等があっても、意思を有しており、地域とのつながりを引き続き維持しながら、役割を持って社会に参加し、いつまでも意思が尊重される市民の一員であり続けています。
- また、地域では様々な方が暮らし、活動しています。私たちはその様子を見守り、認め合っており、本人の何気ない変化を気にかけています。
- その変化を踏まえ、家族や支援者の利益のためではなく、地域社会全体で本人の権利を擁護し支え合っています。
- 市民による後見人等の活動はお互いに尊重され、親族後見人は本人と共通の基盤や背景を持つ者として、市民後見人は市民生活の感覚と公的な性格を持つ者として、本人の意思に基づく生活の実現に向け、人生に寄り添う姿勢と自覚を有しています。

#### 生活関連



日々の業務において権利擁護支援の視点を持ち

問題を察知し、解決につなげる

- 私たちは、日常の業務において、お客様おひとりおひとりの困りごとを察知し、その困りごとに寄り添い、解決に結びつくよう支援します。
- 特に、判断能力が不十分である方に対しては、詐欺被害等に遭われない様に留意しながら見守っています。
- 私たちで解決できない時には、センターや行政に相談し、問題が解決できるよう働きかけを行っています。



日々の支援から権利擁護の視点を重視し  
ニーズの把握からチーム支援まで連携・実践する

- 共通して目指す「まち」の姿の実現に向けて、私たちは日々の支援や診察等の業務や活動等において、利用者や患者の意思の尊重と権利擁護支援の視点を重視しています。
- 成年後見制度の利用が必要な方に対しては、そのニーズにいち早く気づき、センターに相談し、連携しています。
- 制度の利用開始後も、時にはチームの一員として、時にはチームで行う支援の中心者として多職種連携を実践し、本人が社会の一員であり続けることができるように、後見人等と協力しながら、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。



専門性を活かした支援からフォローアップまで  
連携・実践する

- 身近な地域において、市民が抱える生活上の困りごと、特に権利擁護支援が必要となる課題においては法律・福祉等の専門性が必要であり、私たちはその解決に向けた知識やノウハウを有する立場であることから、時には後見人等として、時にはチームを後ろから支える役割として多職種連携を実践し、本人との信頼関係の構築に努め、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。
- 個別支援への関りだけでなく、権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりにおいても、法律等の専門性を有する主体として参画しています。



後見人等を選任し、監督する立場として、  
関係機関と緊密に連携・協働し利用促進に寄与する

- 私たちは、関係機関と緊密に連携・協働し、地域内の権利擁護支援が一層図られるよう積極的に協力します。
- 成年後見制度の利用促進が図られるよう、より利用しやすい制度の運用と改善に努めます。



中核機関として多様な主体の参加と協力のもと  
権利擁護支援の検討とチームづくりの中心を担う

- 市民や医療・福祉等の支援者、専門職、行政（延岡市・高千穂町・日之影町及び五ヶ瀬町）等が参画する地域連携ネットワークにおいて、①相談対応②申立て支援③権利擁護支援のための地域連携ネットワーク運営④普及啓発・研修⑤後見人等サポートの機能が十分に発揮されるよう、支援の実践と連携の中心を担っています。



権利擁護支援の体制整備と  
仕組みづくりの中心を担う

- 私たちは、地域共生社会の実現に向けて、身近な地域において住民が抱える生活上の困りごとに対し、①我が事として捉え「地域づくり」をしていく体制②相談を丸ごと受け止める体制③多機関が共働して解決を目指す包括的な支援体制を整備しています。
- この総合的な体制の中、計画の策定や評価、延岡・西臼杵地域連携ネットワークを通じて、権利擁護支援に積極的に向き合いながら、それらをコーディネートし、予防的な権利擁護支援も含め、必要な施策等を講じています。
- また、従前より求められている首長申立て等の保護的な権利擁護支援の実施や、「まち」に暮らす全ての人々が平等に制度を利用できるように、圏域内行政での成年後見制度利用支援事業の要綱統一化も図り、地域共生社会の実現に向けた施策を講じています。

### 第3章 計画の基本構想

#### 延岡・西臼杵地域成年後見利用促進基本計画の基本構想イメージ

##### 目指す「まち」の姿

住み慣れた地域で 自分らしく 共に生きるまち  
 ～ひとりひとりの権利を守り、つながり支え合う地域共生社会の実現～



地域から気づき、制度の  
利用により福祉につながる



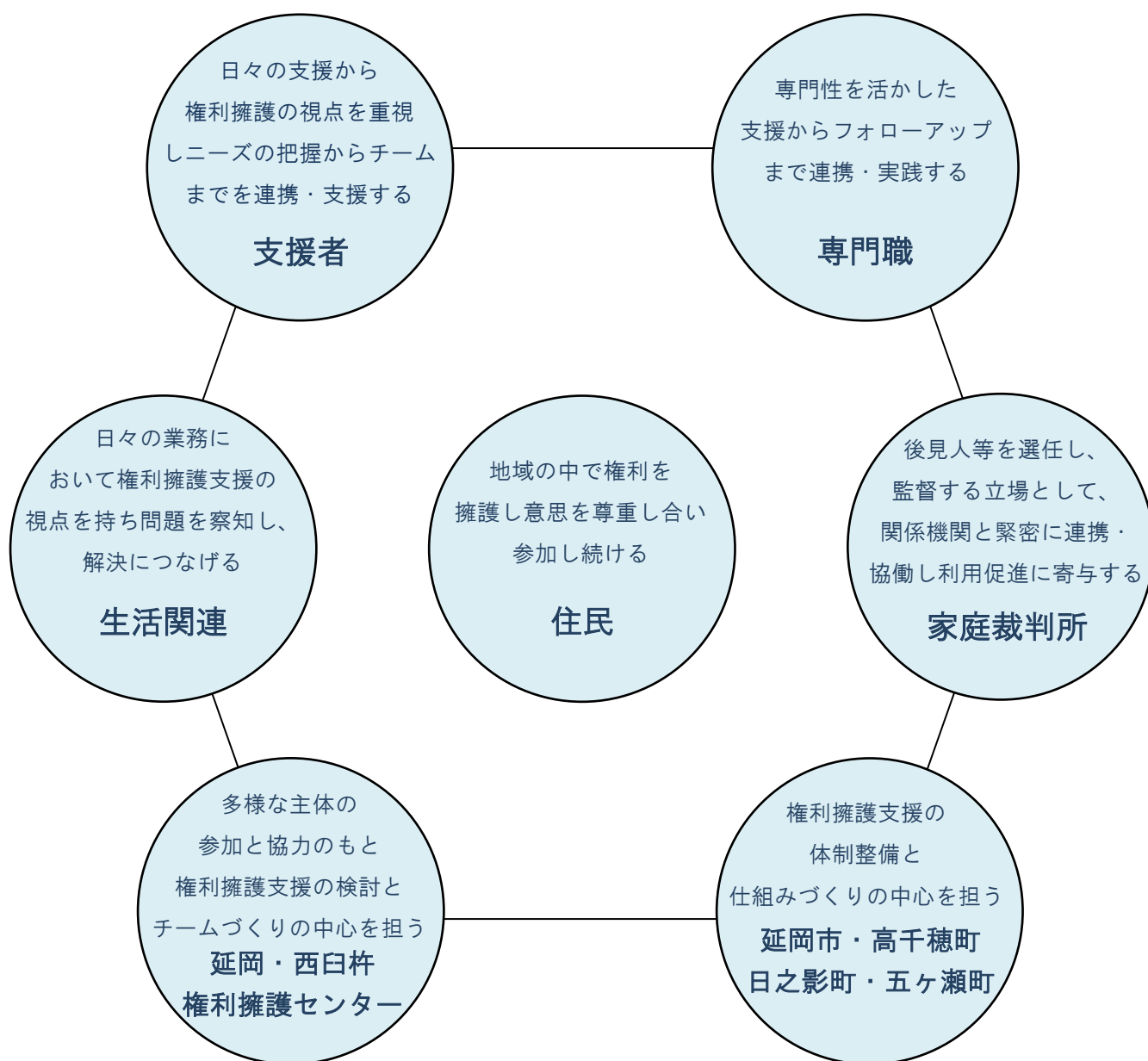
権利擁護が図られ、  
社会とつながり続ける



誰ひとりとして排除されず  
共に暮らし続ける



地域社会全体で、  
意思を尊重し合う



### 3 取組の体系

目指す「まち」の姿

住み慣れた地域で 自分らしく 共に生きるまち  
～ひとりひとりの権利を守り、つながり支え合う共生社会の実現～

基本目標

地域の支え合いの仕組みづくり

基本的な考え方	取組の柱	重点取組
1 地域内の「人」・「場所」が幅広く成年後見制度を認識することによる、包括的な相談支援体制の充実	(1) 成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に関する理解・普及啓発の推進【P38～P39】	地域住民、各種事業所、金融機関、支援者、専門職等、地域内のあらゆる「人」・「場所」に向けたセミナーや研修会の開催
	(2) 生活関連事業所、支援者から相談機関につながる体制の整備【P40～P41】	成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の目安となる「判断ツール」の充実及び活用
2 暮らしを支える環境整備	(1) 地域のあらゆる機関が定期的に権利擁護についての問題や課題を共有し、一体的に地域課題へアプローチできる体制の推進【P42～P43】	権利擁護支援のための地域連携ネットワーク運営
	(2) 多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり【P44～P45】	市民後見人の養成の基盤整備と法人後見実施機関の拡充
	(3) 後見人等への支援の充実【P46～P47】	親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施
	(4) 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施【P48～P49】	受任調整会議、支援会議の開催



## 4 権利擁護支援を進める体制

### (1) 中核機関

- 成年後見制度の利用促進における旗振り役として、中核機関「延岡・西臼杵権利擁護センター（以下「センター」といいます。）」を設置しています。
- センターを中心に、多様な主体が協働し、成年後見制度の利用促進が図られる体制の整備を推進します。

#### ① 定期巡回

- センターと行政が常に情報の共有が行えるよう、センターが定期的に行政担当部署を訪問します。
- 定期的な協議で権利擁護支援に関する方針を共有し、地域にスピーディーに還元できる体制を整備します。

#### ② 運営協議会

- センターの運営状況の評価・検討、成年後見制度の利用促進策の検討等を協力する、「延岡・西臼杵権利擁護センター運営協議会」を半年に1回開催し、地域課題の解決に向けた協議を行います。
- 運営協議会には、センターと行政のみならず、法律、福祉双方の専門士会や家庭裁判所等も参画し、あらゆる角度から課題解決へのアプローチができる体制を構築しています。

#### ③ 地域連携ネットワーク会議

- センターと行政が協働のうえ、社協をはじめとした地域の多様な主体が参画する地域連携ネットワーク会議を開催し、制度の普及啓発、地域課題や問題点の共有等を行い、早い段階から解決策を講じることのできる体制の整備を推進します。
- 地域連携ネットワーク会議は、①各市町単位、②郡単位、③延岡・西臼杵地域単位の3階構造とし、きめ細やかな課題へのアプローチから地域全体の課題へのアプローチまでカバーできる体制を整備します。



運営協議会の様子





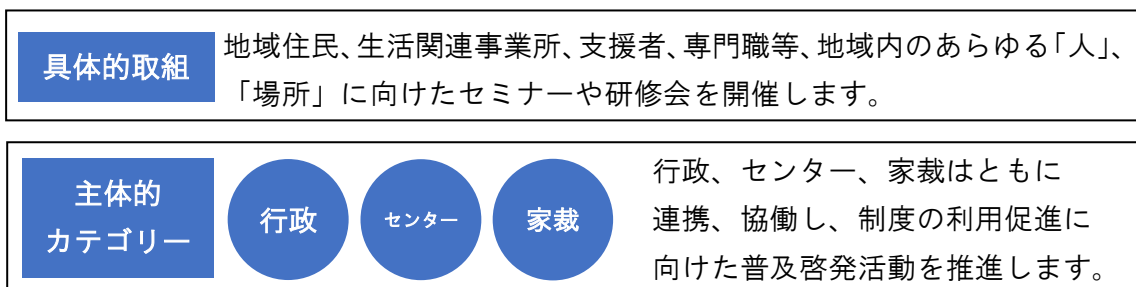
## 第4章 具体的な取組・活動を通じた権利擁護支援体制の推進

第4章では、第3章の基本構想に基づいて推進していく具体的な活動について整理し、それぞれがその活動にどのように関わっていくのか、そして、結果として取組ごとに得られる効果により、どのような「まち」となっていくことを目指すのかについて説明します。また、その活動に加え、さらなる利用促進に向けどのような取組を並行して行っていくのか説明します。

- 1 地域内の「人」、「場所」が幅広く成年後見制度を認識することによる、包括的な相談体制の充実  
～人と地域のつながりを活かした早期発見・早期支援を可能にする相談体制の構築～
- 2 暮らしを支える環境整備  
～地域に根差した権利擁護支援体制の充実と、意思決定支援\*を重視した本人と後見人等へのサポート体制の整備～
- 3 さらなる利用促進に向けた取組

## 1 地域内の「人」・「場所」が幅広く成年後見制度を認識することによる、包括的な相談体制の充実

### (1) 成年後見制度をはじめとした権利擁護支援に関する理解・普及啓発の推進



- 住民へ向けた広報の促進や研修会の開催  
成年後見制度そのものの認識度が低いことから、今後も制度そのものの普及啓発に努めます。具体的には、広報誌等を活用した制度の定期的な周知・啓発や、制度利用に関し不安や疑問が生じないように、具体的な事例等も交え、分かりやすく参加しやすい研修会の開催に努めます。
- 生活関連事業所向け研修会の開催  
金融機関、郵便局、商店など、生活に関連する各種事業所に対し、成年後見制度についての研修や、相談先へのつなぎ方等のセミナーや研修会を開催し、権利擁護支援が必要な方が早期に、適切な制度につながる体制の整備に努めます。
- 支援者・専門職への支援  
支援者・専門職へは、成年後見制度についての研修会の開催、必要に応じた同行訪問や調査の実施について協働します。また診断書や本人情報シート\*の作成方法等実務に関する研修会も実施します。そしてなにより、普段から相談のしやすい体制の整備に努めます。
- 任意後見の普及啓発・利用促進  
任意後見制度は、まだ判断能力が低下していないうちに、将来に備えて、任意後見人になる人と契約を結ぶ制度です。法定後見制度よりも認知度が低い傾向にありますが、本人の意思が反映された委任契約による本人保護の制度であり、自己決定の尊重の理念が反映された制度であるといえます。今後は、任意後見制度の普及啓発や、利用が拡充される体制の構築を図ります。

## 第4章 具体的な取組・活動を通じた権利擁護支援体制の推進

この取組に対し、私たちはこのように関わっていきます

### 住民

私たちは、権利擁護支援に関するセミナーや研修会に積極的に参加し、見守り活動を通じて制度利用が必要な方の早期発見に努めます。また、権利擁護支援が必要な方と地域で共に支え合える存在であり続けます。

### 生活関連

私たちは、権利擁護支援に関するセミナーや研修会に積極的に参加し、日々の業務の中で、お客様のお困りごとを迅速に察知し、適切な相談先につなげることのできる体制の整備に努めます。

### 支援者

私たちは、権利擁護支援への理解と知識の研鑽を忘れず、常に権利擁護支援の視点を持ち、適切な制度利用につながるよう、主体的カテゴリーと協働し支援を行ないます。

### 専門職

私たちは、権利擁護支援の実践者として、主体的カテゴリーと協働し、時には研修会の講師として、時には共に地域を支える一員として、全てのカテゴリーと連携し、権利擁護支援の推進に努めます。

### 評価指数 ～現状値から目指すべき方向性～

指標名	現状値	目標値 (R10 年度)
【住民】成年後見制度の認知度 (P18 参照)	26.2%	50.0%
【住民】任意後見制度の認知度 (P19 参照)	16.0%	30.0%

### めざす「まち」の姿

- 成年後見制度を知っている住民が増加し、制度が必要な方の早期発見がなされ、適切な制度利用につながっています。
- 認知症や知的障がい、その他様々な病気で不安や悩みを抱えても、地域の身近な人が気付いてくれ、相談がしやすい地域となっています。
- 成年後見制度や権利擁護支援の必要性、診断書や本人情報シートの作成方法等について、支援者や専門職が継続的に学ぶことのできる環境が整い、知識や理解が深まっています。行政も積極的に関わってくれて、活動がしやすい地域となっています。



(2) 生活関連事業所、支援者から相談機関につながる体制の整備

<b>具体的取組</b>	成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の目安となる「判断ツール」について、適切な制度利用、適切な相談先につながる体制を整備します。
--------------	---

<b>主体的 カテゴリー</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: white; font-weight: bold;">行政</div> <div style="background-color: #0056b3; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; color: white; font-weight: bold;">センター</div> </div>	行政、センターにおいて「判断ツール」を充実させ、地域での運用を行います。
----------------------	---	--------------------------------------

● 「判断ツール」の充実及び活用

権利擁護支援において必要な事項を質問形式で抽出し、適切な制度、相談先へと導くための「判断ツール」を充実させ、生活関連事業所や支援者に周知することで幅広い活用を目指します。

この取組に対し、私たちはこのように関わっていきます

生活関連	支援者	私たちは、作成された「判断ツール」を用いて、お困りのお客様や利用者様に対し適切な制度や相談先の紹介ができるよう、日々の業務の中で権利擁護支援の視点を重視しながら積極的に活用します。
------	-----	--

評価指数 ～現状値から目指すべき方向性～

指標名	現状値	目標値
【支援者】成年後見制度の説明ができる (P23)	56.7%	70.0%

その他、相談を受けた場合のつなぎ方について統一性が見られなかったことから、その点についても「判断ツール」を用いて支援が統一されることを目指します。

めざす「まち」の姿

- 各事業所の制度に対する認知度も上がり、行政やセンターとの連携もスムーズに図れる地域となっています。
- そのことにより、詐欺被害の未然防止もできる地域となっています。
- 医療機関、福祉関連事業所等に勤務する支援者も、権利擁護支援に関する知識が深まり、自身で問題の解決方法を提案できるようになっています。



### 権利擁護のニーズ把握シート

一部抜粋

権利擁護支援の必要性を判断（記入のポイント）			
①～④の中で当てはまる項目を✓をしてください。（本人と支援者、それぞれの視点で記入） ●本人が困っている場合 ⇒本人欄へ☑ ●支援者が課題だと思っている場合 ⇒支援者欄へ☑ ※本人・支援者どちらも☑が入っている課題を優先的に、裏面の窓口へご相談ください			
判断能力	①	本人	支援者
	判断能力に特に課題がないが、毎月の生活費が足りない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	例えば、自動車の購入なども一人でできるかもしれないが、不安な部分が多く援助者の支えがあった方が良くと思われる人。（補助相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	例えば、日常の買い物程度ならば一人でできるが、不動産の売買や自動車の購入などの重要な財産行為を一人ですることが難しいと思われる人。（保佐相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	例えば、買い物に行ってもつり銭の計算ができず、必ず誰かに代わってもらうなどの援助が必要な人。（後見相当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 権利擁護のニーズ把握シート使用時の留意点と相談窓口

一部抜粋

#### 身近なトラブルに関する窓口

- **宮崎県消費生活センター延岡支所** TEL (0982) 31-0999  
 ・相談内容  
 消費生活に関する相談  
 （悪質商法や多重債務、契約に関する事業者とのトラブルでお困りの方など）
- **延岡市男女共同参画推進室** TEL (0982) 22-7056  
 ・相談内容  
 家庭の悩み、夫婦関係 DV に関すること。
- **延岡市消費生活センター** TEL (0982) 26-0111  
 ・相談内容  
 消費生活に関する相談  
 （悪質商法や多重債務、契約に関する事業者とのトラブルでお困りの方など）
- **法テラス宮崎** TEL (0570) 078-367  
 ・相談内容  
 ①特定援助対象者法律相談援助制度…認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることが難しい方。  
 （福祉機関などの支援者の方から法テラスへ相談可能）

- 判断ツールは、本人の判断能力に関する事項について「できる」「できない」のチェックを入れ、その結果を踏まえて様々な関係機関への相談を勧めるものなどがあります。



## 2 暮らしを支える環境整備

(1) 地域のあらゆる機関が定期的に権利擁護についての問題や課題を共有し、一体的に地域課題へアプローチできる体制の推進

**具体的取組** 権利擁護支援のための地域連携ネットワークを運営し、地域一丸となって権利擁護支援の推進が図られる体制を整備します。

**主体的  
カテゴリー** **行政** **センター** 行政、センターが中心となり、全てのカテゴリーとのネットワークを構築し、権利擁護支援の核となる仕組みを作ります。

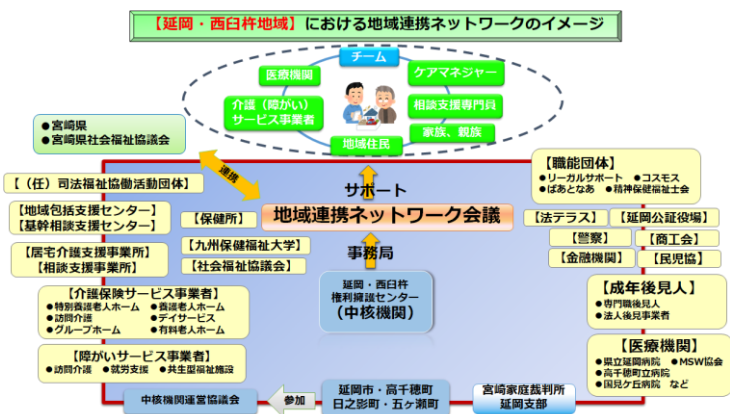
### ●権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

第3章でも述べたように、地域連携ネットワーク会議は、以下の要素を担います。

- ①中核機関と行政が協働のうえ、地域の多様な主体が参画する地域連携ネットワーク会議を開催し、制度の普及啓発、地域課題や問題点の共有等を行い、早い段階から解決策を講じることのできる体制の整備を推進します。
- ②地域連携ネットワーク会議は、①各市町単位、②郡単位、③延岡・西臼杵地域単位、の3階構造と、きめ細やかな課題へのアプローチから地域全体の課題へのアプローチまでカバーできる体制を整備します。

地域内の様々な主体の参加のもと、権利擁護支援の課題や情報を共有し、地域そのものが権利擁護支援についての視点を重視するようになることを目指します。

※P36 参照



地域連携ネットワーク会議の様子

この取組に対し、私たちはこのように関わっていきます

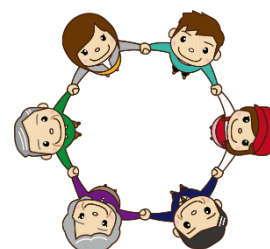
- 住民** 私たちは、行政やセンター、その他あらゆる機関が参加する地域連携ネットワーク会議に積極的に参加し、地域内の問題をいち早く察知できるように努めます。
- 生活関連** 私たちは、お客様のお困りごとに直結した場所で働いているため、その問題をダイレクトに察知できるよう、地域連携ネットワークの一員として権利擁護支援の視点を持ち、適切な相談先へつなげられるよう努めます。
- 支援者** 私たちは、一次相談機関に所属する者として、権利擁護支援が必要な方々の問題を的確に判断し、必要に応じてセンターや行政と連携しながら、問題の解決に努めます。
- 専門職** 私たちは、権利擁護支援を実践する者として、直に触れる問題や課題をセンターや行政、家裁と共有し、地域連携ネットワークの発展のために努めます。
- 家裁** 私たちは、地域連携ネットワーク会議にて抽出された課題等に対し協議し、その解決策を講じることができるよう努め、より利用しやすい制度の運用と改善に努めます。

評価指数 ～目指すべき方向性～

指標名	目標値 (R10 年度)
地域連携ネットワーク会議参加機関 (者) の数	増加及び充実

めざす「まち」の姿

- 地域内のあらゆるカテゴリーで顔の見える関係性が築かれ、共に気軽に相談し合える地域となっています。
- 法律専門職と福祉専門職の連携が推進され、「法福連携」のもと、よりきめ細やかな権利擁護支援が展開される地域となっています。
- 地域連携ネットワーク会議が地域の輪を作り、皆がともに連携し、支え合える地域となっています。





(2) 多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり

**具体的取組** 市民後見人養成の基盤整備と法人後見実施機関の拡充のための活動を展開します。

**主体的  
カテゴリー**

行政      センター      家裁

行政、センターが中心となり、市民後見人養成講座開催に向けた素案を作成のうえ、独自の養成講座を開催します。また、法人後見実施機関の拡充に向けた取り組みを行います。家裁は監督的な立場として行政、センターへ助言等を行います。



●市民後見人養成講座の開催に向けた取組の推進

延岡・西臼杵地域においても、受任者不足の問題は深刻な課題となっております。現在、宮崎県社会福祉協議会が市民後見人養成講座を実施し市民後見人の養成に取り組んでいますが、開催地への移動時間の問題等もあり、受講を希望する方の数は少ない現状にあります。

行政、センター、家裁を中心に、独自の市民後見人養成講座カリキュラムを作成し、延岡・西臼杵地域の住民を対象に受講しやすい環境を整えた講座の開催が出来るよう取組を推進します。

●法人後見実施機関の拡充

現在、延岡・西臼杵地域での法人後見実施機関はわずか2法人に留まっている状況です。また、西臼杵地域だけを見ると、後見業務受任可能な専門職、法人は、1専門職、1法人のみとなっており、成年後見制度のニーズが増加する昨今、受任者不足の問題の打開が急務となっております。

社会福祉協議会等の法人と行政の協議の場においても、法人後見実施に踏み切れない要因としては、「人材の確保」の問題が多く聞かれています。先に述べた独自の市民後見人養成講座の修了者を、法人後見支援員として活用できる体制や、法人後見実施の先進事例等の研修会や勉強会を定期的に計画し、直面する課題が解決され、法人後見実施機関が拡充されるよう取組を推進します。

●日常生活自立支援事業\*（社会福祉協議会）との連携

成年後見制度と日常生活自立支援事業の効果的な使い分けができるよう、社会福祉協議会との連携に努めます。

この取組に対し、私たちはこのように関わっていきます

住民

私たちは、権利擁護支援の重要性を理解し、受任者不足が少しでも解決されるよう、市民後見人養成講座を積極的に受講し、市民後見人や法人後見支援員として活動し、地域の権利擁護支援の一助となるよう努めます。

支援者

私たちの中には、すでに市民後見人養成講座を受講している者もいます。医療や福祉、介護等の専門家としての知識を活かし、市民後見人養成講座への参加も積極的に行い、権利擁護支援に対する知識の研鑽と、法人後見実施に向けた取り組みにも協力していきます。

専門職

私たちは、現に後見活動を担っている存在として、市民後見人の養成や法人後見実施機関の拡充について、主体的なカテゴリと協力し、現状や課題の共有に努めます。

評価指数 ～現状値から目指すべき方向性～

指標名	現状値 (R2 年度)	目標値 (R10 年度)
市民後見人養成講座修了者数 (P11) (内、実際の活動者数) ※R3. 3. 31 現在	21 人 (2 人)	50 人 (5 人)
延岡・西臼杵地域の法人後見実施機関 (P11)	2 法人	4 法人

めざす「まち」の姿

- 市民後見人養成講座修了者が増え、法人後見支援員として活動し、市民後見人が単独選任までされるようになり、受任者不足の問題への解決策が講じられる地域となっています。
- 各市町に法人後見実施機関が生まれ、受任者不足の問題への解決策が講じられる地域となっています。
- その結果、地域全体が権利擁護支援についての意識が高まり、それぞれが職種を越え、お互いに顔の見える関係として気軽に相談し合える体制が整備されています。
- 専門職の受任件数過多が心配されておりましたが、市民後見人の誕生や法人後見実施機関の増加により、専門職の負担も軽減されています。



### (3) 後見人等への支援の充実

#### 具体的取組

市民後見人、親族後見人向けの、専門職後見人との相談会等の機会を確保し、市民後見人や親族後見人の活動をサポートします。

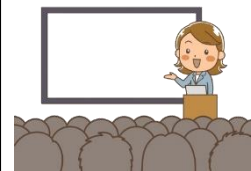
#### 主体的 カテゴリー

住民

専門職

センター

センターが中心となり、市民後見人や親族後見人が日頃の後見活動での不安要素や困難点の改善が図られ、より活動しやすい体制が整備されるよう、専門職後見人との相談会等の機会を定期的に確保することによるサポート体制の充実を図ります。



#### ●市民後見人の登録体制の整備と活動への支援

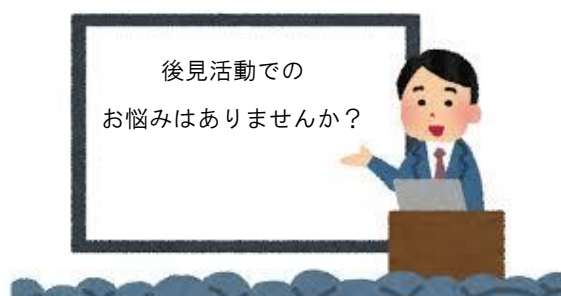
市民後見人養成講座を修了した方に対し名簿登録を推奨し、センターがダイレクトに市民後見人のフォローアップができる体制の整備を推進します。また、講座修了者の活動の場についても、拡充がなされるよう働きかけます。

#### ●家裁と連携した親族後見人へのフォローアップ

親族後見人の活動状況は、家裁でしか把握ができません。センターは親族後見人に対してその活動状況をフォローアップできるよう家裁と連携し、希望する親族後見人に対しては、研修会や相談会の案内がダイレクトになされる体制の整備を推進します。

#### ●市民後見人、親族後見人向けの専門職後見人との相談会や勉強会の実施

市民後見人や親族後見人は、同じ地域に暮らす「生活者」としての目線で本人を支援する大切な存在です。一方で、専門的な知識が求められ、後見活動に対し、不安や負担を感じている方が多くいることも事実です。この問題に対して、センターが中心となり、先述した内容により市民後見人や親族後見人へダイレクトに働きかけられる体制を整備のうえ、専門職後見人との相談会や研修会の機会を確保し、フォローアップできる体制を整備します。



### この取組に対し、私たちはこのように関わっていきます

#### 行政

私たちは、センターと協力し、市民後見人や親族後見人のフォローアップ体制の整備に努め、活動するうえでの課題や、行政として打ち出すべき施策等がある場合には、その声に耳を傾け、権利擁護支援が展開されやすい体制の構築に努めます。

#### 家裁

私たちは、必要に応じてセンターと情報を共有し、市民後見人や親族後見人が必要な支援をセンターから受けることができるようにするとともに、センターによる支援体制の整備に協力します。

### 評価指数 ～目指すべき方向性～

指標名	目標値
市民後見人の活動に対する支援体制	充実
親族後見人へのフォローアップ体制	充実

### めざす「まち」の姿

- 私たち市民後見人は、養成講座終了時からセンターがフォローアップ体制を整備してくれているお陰で、とても活動しやすい環境で後見業務に携わっています。専門職後見人との相談会や勉強会も定期的であり、センターも普段から相談に乗ってくれるので安心して後見活動を行っています。
- 私たち親族後見人は、今まで定期的に相談する先もなく、家庭裁判所に指導を仰ぎながら後見活動を頑張ってきましたが、現在ではセンターを中心に定期的に相談会や勉強会の開催がなされ、都度不安なことを相談できるようになり、とても後見活動がしやすくなっています。
- 現場で抽出された課題については、行政や家裁も協力的に解決策の検討を進めてくれるため、大変助かっています。
- 上記のようなことから、市民後見人も、親族後見人もそれぞれ数が増加しています。
- 誰もが暮らしやすい地域となっています。



## (4) 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と受任調整の実施

### 具体的取組

受任調整会議、本人の支援に関わる方々による「チーム会議」を開催します。

### 主体的 カテゴリー

行政

センター

行政は首長申立てを行い、センターは本人や親族の申立てを支援するため、行政とセンターには制度を必要とする本人の支援に関わる方々の把握や諸問題の把握が可能です。よって、本人にとってよりよい後見人の選任や、選任後の支援環境にまで着目し支援することが重要です。



### ● 受任調整会議の開催

制度が必要な方の意向を尊重しながら、諸問題の解決を図っていく必要があります。後見人等と本人の折り合いが悪く、実際の後見活動に難が生じる事例は全国的にも課題の1つとなっています。

そのため、本人の意向や諸問題を把握したうえで、よりの確な後見人等候補者の推薦ができるよう、申立案件ごとに受任調整会議を開催し、ミスマッチングの未然防止に努めます。また、必要に応じて選任前に本人と後見人等候補者の面会を行う等本人が不安なく制度を利用できるよう支援します。

#### 【受任調整会議】

##### [構成]

センター業務委託弁護士 センター職員

専門職後見人 行政職員等

##### [開催回数]

月2回程度



受任調整会議の様子

### ● 「チーム会議」の開催及び「チーム」に対するバックアップの実施

事前に顔合わせを行っても、実際には後見活動を開始するにあたっては、踏み込んだ課題へのアプローチが必須となります。そのため、申立てに係る事務や連携にて明らかになった課題に対し、制度を利用する本人の支援に関わる全ての方々を対象に「チーム会議」の開催を調整し、後見活動の開始にあたり、本人、後見人等双方をフォローする体制の充実及び強化を図ります。また、その後も「チーム」の後方支援を行うために、本人及び後見人等を中心として定期的な情報共有を図ります。



この取組に対し、私たちはこのように関わっていきます

住民

私たちは、地域に暮らす住民として、時には「チーム」の一員として、時には市民後見人や親族後見人として、本人の意向が尊重されるように支援します。

生活関連

私たちは、お困りごとを察知する最前線にいることから、必要に応じて「チーム」の一員として、時には協力機関として本人にとって適切な後見人等が選任されるよう協力します。

支援者

私たちは、一次相談機関等で働く職員として、「チーム」の一員であることを自覚し、申立後の支援にもしっかりと関わっていくことを理解し支援を継続します。

専門職

私たちは、制度を利用することが望ましい方の後見人等候補者になるにあたり、その方の意向や諸問題を的確に捉え、受任し、そして信頼関係が構築されるように支援していくことを約束します。

家裁

私たちは、課題に応じたふさわしい後見人等候補者選びのイメージをセンターと共有するとともに、受任調整のために必要かつ十分な情報をセンターに提供することで、ご本人の状況等に応じたふさわしい後見人等を選任します。

評価指数 ～目指すべき方向性～

指標名	目標値
受任者調整会議	適切な後見人等の選任
チーム会議	本人がメリットを感じられる支援体制の整備

めざす「まち」の姿

- 適切な後見人等の選任がなされ、制度を利用する方々も安心して制度を利用されるようになっていきます。
- 就任する後見人等もチーム会議等の支援により活動しやすくなったという声も頂くようになっていきます。
- 成年後見制度自体そのものがメリットがある制度として認知され、住民の制度に対する印象も良い印象へと変化が見られるようになっていきます。



### 3 さらなる利用促進に向けた取組

●制度の普及啓発や理解を目的とした「成年後見制度サポーター養成講座」の開催

成年後見制度について、広く住民の理解を深めることを目的として、「成年後見制度サポーター養成講座」を宮崎県北部広域行政事務組合の事業採択を受け、令和元年度～令和3年度に県北地域9市町村にて開催してきました。法定後見制度や任意後見制度、後見人等の役割について周知し伝達する内容の講座です。講座を受けることで、受講者が話し手となって成年後見制度の普及に寄与することや、市民後見人としての活動に興味を持つことなどが期待されることから、今後もこの活動は各市町を中心に普及啓発の一環として継続していきます。

●保佐・補助申立ての推進及び本人申立ての支援

成年後見制度の利用者数は、後見類型が圧倒的に多い状況にあります。一般的に、本人の認知機能は、病状の悪化・重症化とともに「自立⇒補助相当⇒保佐相当⇒後見相当」と段階的に低下していくことが多いですが、この間の、「補助相当⇒保佐相当」の段階で申立てを行い、本人の意思が明らかうちに申立支援を行うことが求められます。

また、申立ては、本人に一定の理解があれば、本人が行うこともできます。本人が判断し、本人申立てを行うことは、本人の意思決定支援を尊重することでもあります。そのためには、本人申立ての手続や、法テラス\*をはじめとした支援機関について、本人の支援者側が理解する必要があります。

成年後見制度の利用者数

	後見 (A)	保佐 (B)	補助 (C)	法定後見 (合計)	B+C/合計
延岡市	253	64	17	337	24.0%
高千穂町	12	0	2	14	14.3%
日之影町	3	1	0	4	25.0%
五ヶ瀬町	2	0	0	2	0%
延岡・西臼杵地域	272	67	20	359	24.2%

宮崎家庭裁判所統計に基づく概況（R2.10.1時点）

##### ●「親なき後」問題に対する将来を見据えた支援

障がいのある人の多くは、様々な場面で家族からの支援を受けて生活していますが、家族からの支援を受けられない状況に陥った時にどのように生活していけばよいのかという「親なき後」問題が非常に切実な課題となります。

知的障がいや精神障がいのある方の将来を見据え、当事者が望む暮らしを実現するための支援体制の充実に向けて、基幹相談支援センターや相談支援事業所、サービス提供事業所などの関係機関と情報共有を密にし、支援が滞ることがないよう連携に努めます。

##### ●意思決定支援を重視した支援の展開が当たり前になされる地域へ

意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいいます。

成年後見制度を利用する本人にとって、自身の意向が反映された支援が展開されなければ、制度利用にメリットは感じられず、権利擁護支援のはずの制度が、権利侵害となってしまう危険性は否定できません。「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート及び日本社会福祉士会により構成される意思決定支援ワーキング・グループにおいて検討を重ね、成年後見制度の利用者の立場にある団体からのヒアリング等の結果を踏まえつつ作成されたガイドライン）を広く、後見活動を行う全ての後見人等に周知し、かつ、家庭裁判所や関係機関と連携のうえ、定期的に研修の機会を確保し、延岡・西臼杵地域の後見事務が、本人の意思を重視したものとなるよう、取組を推進します。





## 資料集

- 1 懇話会委員及びオブザーバー
- 2 延岡・西臼杵成年後見制度利用促進基本計画策定懇話会設置要綱
- 3 成年後見制度利用促進基本計画の策定経過
- 4 用語集
- 5 アンケート及びヒアリング調査結果の詳細
  - (1) 地域住民向けアンケート  
(①一般住民/②民生委員・児童委員)
  - (2) 成年後見制度利用者本人向けヒアリング
  - (3) 専門職後見人向けアンケート
  - (4) 親族後見人向けアンケート
  - (5) 福祉・医療従事者向けアンケート  
(①事業所職員/②施設職員及び病院職員)
  - (6) 障がい者本人又は親族向けアンケート

## 1 懇話会委員及びオブザーバー

	委員氏名	所属先及び役職
1	まつだ のぼる 松田 昇	・延岡公証役場 公証人
2	はらだ しんいち 原田 真一	・宮崎県弁護士会 会員 ・宮崎県高齢者・障がい者権利擁護委員会 委員長
3	いとう ゆうき 伊藤 裕樹 (～R3.12月)	・法テラス延岡法律事務所 常勤弁護士
	ささき みさと 佐々木 美智 (R4.1月～)	
4	くまもと たけし 隈本 武	・成年後見センター リーガルサポート宮崎県支部 支部長
5	かい ひさし 甲斐 壽	・コスモス成年後見サポートセンター宮崎県支部 会員 ・ひまわり行政書士事務所 代表
6	さとう のぶひろ 佐藤 信博	・延岡市医師会 会長
7	ひの ともこ 日野 知子	・宮崎県社会福祉士会 会員 ・ひの社会福祉士事務所
8	かわさき よしこ 川崎 順子	・九州保健福祉大学 社会福祉学部臨床福祉学科 教授
9	おおした ひろし 大下 紘史	・一般社団法人 権利擁護支援センター こうけん延岡 代表理事
10	みずもと きよし 水元 清	・西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター センター長
11	よしたか ちが 吉高 千賀	・延岡市岡富地域包括支援センター 職員
12	ふくしま ゆかり 福島 ゆかり	・延岡市南部地域基幹相談支援センター 職員
13	たかもと けいこ 高本 恵子	・延岡市立南中学校生徒指導支援員 (成年後見制度サポーター養成講座修了者)
14	ひらさき しんじ 平崎 真司	・居宅介護支援事業所「東海の風」 管理者 (市民後見人養成研修修了者)
15	みやはら きぬこ 宮原 きぬ子	・みやはら介護保険企画 管理者 (市民代表(公募))
	オブザーバー	宮崎家庭裁判所延岡支部
	オブザーバー	延岡・西臼杵権利擁護センター

## 2 延岡・西臼杵成年後見制度

### 利用促進基本計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき延岡市、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「延岡・西臼杵」という。）がそれぞれ策定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）に広く意見を反映させるため、延岡・西臼杵成年後見制度利用促進基本計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、延岡・西臼杵における成年後見制度の関係者のうちから、依頼する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委員の依頼を承諾した日から基本計画の策定が完了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、延岡市健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(負担金)

第7条 懇話会に関する延岡・西臼杵の負担金の額は、延岡・西臼杵の協議により決定しなければならない。

2 高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町は、前項の規定による負担金を延岡市に納付しなければならない。

3 前項の負担金の納付の時期については、延岡・西臼杵の協議により定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月23日から施行する。

## 3 成年後見制度利用促進基本計画の策定経過

年月	内容
令和2年10月～12月	●担当者会議
令和3年2月～3月	・アンケート及びヒアリング調査の実施及び集計（各市町）
令和3年3月～4月	●担当者会議 ・計画案第1章～第3章の作成（各市町）
令和3年4月20日	●ワーキンググループ会議（第1回）
令和3年4月20日	●策定会議（第1回）
令和3年4月28日	●懇話会（第1回）
令和3年5月～6月	●担当者会議 ・各会議の振り返り ・計画案第4章～第5章、資料集の作成（各市町）
令和3年7月15日	●ワーキンググループ会議（第2回）
令和3年7月29日	●策定会議（第2回）
令和3年8月～9月	●懇話会（第2回）※書面開催
令和3年9月～12月	●担当者会議 ・各会議の振り返り ・計画案の修正等
令和4年1月17日	・パブリックコメントの実施（～2月6日）
令和4年2月	●策定会議（第3回）※書面開催
令和4年2月	●懇話会（第3回）※書面開催
令和4年3月	●計画の施行

## 4 用語集

(あ)

意思決定支援	特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための支援すること。
SDGs (持続可能な開発目標)	「国連持続可能な開発サミット(2015年)」において採択された国際的な開発目標。「誰一人取り残さない-No one will be left behind」を理念として、世界の国々が解決すべき課題に関する17の目標と169のターゲットを設定。

(か)

基幹相談支援センター	障がい者・児、その家族や地域住民、日頃支援を行っている相談員や支援員の相談ごとや困りごとに対して、専門的な指導、助言等を行う機関。
(権利擁護ネットワークにおける)協議会	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し司法・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、連携を強化し、自発的に協力する体制作りを進める合議体。
首長(市町村長)申立て	成年後見制度が必要な状況にもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合等に市町村長が申立てを行うこと。
権利擁護(支援)	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な者の権利を守り、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように支援すること。
後見(類型)	法定後見制度における類型の一つ。精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く者に適用される。買い物等の日常的な行為も一人ではできない状態。後見を受ける側(本人)は「成年被後見人」、後見する側は「成年後見人」と呼ばれる。成年後見人は本人がした行為に対して取消権を有し、本人の財産に関する全ての法律行為について代理権を有する。
高齢者虐待防止法	高齢者に対する虐待の防止、市町村等の責務、養護者に対する支援等を定めた法律。虐待行為として、養護者から高齢者に対する暴行・暴言、介護放棄、財産の不当な処分等がある。正式名称は「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」。

(さ)

自己決定権の尊重	成年後見制度利用者本人の意思決定支援が適切に行われるとともに、本人の自発的な思いが尊重されること。
事実行為	日々の食事の介助や排泄処理、病院の付添等本人の身の回りの世話のこと。「法律行為」と対比して用いられる。
児童委員	地域の子どもたちが、元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。
市民後見人	市民後見人養成講座の受講を修了し、家庭裁判所によって後見人等に選任された者。
社会福祉法	社会福祉事業が公明かつ適正に行われることを確保し、社会福祉の増進に資することを目的として制定された法律。
受任調整 (マッチング)	申立て前の段階で、本人の状況等を考慮し、本人にとって適切な後見人等候補者を調整すること。
障害者虐待防止法	障がい者に対する虐待の防止、市町村等の責務、養護者に対する支援等を定めた法律。虐待行為として、養護者から障がい者に対する暴行・暴言、介護放棄、財産の不当な処分等がある。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」。
身上保護 (の重視)	成年後見制度利用者本人の財産管理のみならず、本人に適切な医療・介護・福祉等に関する契約や申請を行い、本人らしい生活を行うための支援が適切に図られること。
親族後見人	家庭裁判所により選任された親族による後見人等。
精神障害者 保健福祉手帳	一定程度の精神障がいに該当することを認定するもの。手帳所持者には、自立と社会参加の促進を図るため、様々な支援策が講じられている。等級は1級から3級まであり、精神疾患と能力障がいの両面から総合的に判断される。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障がい者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防等を行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。
専門職後見人	この計画においては、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士等の専門家が後見人になることを示す。

(た)

地域共生社会	制度や分野ごとの縦割りや支え手・担い手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我がごと」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「まるごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、介護予防のための支援、高齢者の虐待防止、権利擁護や地域の体制づくり等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関。
地域連携ネットワーク	「①権利擁護支援の必要な人の発見・支援②早期の段階からの相談・対応体制の整備③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の役割を担う医療・福祉・司法等の連携の仕組み。
(地域連携ネットワークにおける) チーム	本人に身近な家族・福祉・医療、地域等の関係者による既存の支援体制に、法的な権限を持つ後見人等が参加し、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握して、必要な対応を行う仕組み。
知的障害者福祉法	知的障がい者に対して、その生活を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障がい者の福祉を図ることを目的とする法律。
定住自立圏形成協定	人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、中心市宣言を行った中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」等の観点から連携する取組について関係市町村の議決を経て定める協定。

(な)

ニーズ調査	生活者が日々の生活の中で感じている欲求や不満を調査し、その解消のために分析を行うこと。
日常生活自立支援事業	日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、自分ひとりで契約等の判断をすることや、お金の出し入れ・書類の管理を行うことに不安のある者を対象に、日常生活に必要な各種手続、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かりを行う、社会福祉協議会が実施している事業。
(認知症高齢者における)日常生活自立度	認知症高齢者の日常生活状況について、自立の程度によってⅠ～Ⅳ、Mで表すもの。介護保険制度の要介護認定では、認定調査や主治医意見書でこの指標が用いられている。



任意後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が低下したときに、本人に代わって財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所に関する契約締結等を行う支援者（任意後見人）を本人が元気なうちにあらかじめ本人の意思で選んでおく制度。
認知症施策推進大綱	認知症高齢者の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のために取りまとめられた、認知症対策の政府の方針。
認知症バリアフリー	認知症でも不自由や不便を感じる事が少ない生活空間や環境のこと。
ノーマライゼーション	高齢者や障がい者が他者と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実等を整備していく考え方。

(は)

法人後見	社会福祉法人等の法人が後見人等として財産管理や身上保護を行うこと。
法定後見制度	本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の3類型に分かれる。家庭裁判所に選ばれた後見人等が本人の利益を考え、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理し行う法律行為）、同意権（本人自身は行う法律行為に同意する）、取消権（本人の同意なく行った不利益な法律行為を後から取り消す）を行使し、本人を保護、支援する制度。
法テラス	総合法律支援法に基づき、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して設立された法人で、全国各地に事務所が設けられている。
保佐（類型）	成年後見制度における類型の一つ。精神上の障がいにより事理を弁識する能力が著しく不足している者に適用される。日常的な行為は一人でできるが、重要な取引行為はできない状態。保佐を受ける側（本人）は「被保佐人」、保佐する側は「保佐人」と呼ばれる。保佐人は、民法13条1項各号所定の行為について同意権を有するほか、家庭裁判所の審判により代理権又は同意権を付与され、同意権が付与された行為について同意を得ないまま被保佐人がした行為は取り消すことができる。

補助（類型）	成年後見制度における類型の一つ。精神上的の障がいにより事理を弁識する能力が不十分である者に適用される。日常的な行為は一人でできるが、重要な取引行為を一人で行うのが困難又は不安な状態。補助を受ける側（本人）は「被補助人」、補助する側は「補助人」と呼ばれる。補助人は、本人の行為について家庭裁判所の審判により代理権又は同意権を付与され、同意権が付与された行為について同意を得ないまました被補助人がした行為は取り消すことができる。
本人情報シート	本人の身近な支援者が作成する、本人の生活状況等の情報をまとめたシート。病院や家庭裁判所に提出し、本人の状態を客観的に伝えることで、成年後見制度利用のための診断書作成及び後見人等の選任の際の参考資料として活用するもの。

(ま)

民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。「児童委員」を兼ねる。
------	---

(ら)

療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳。手帳を持っている者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。知能検査により測定された知能指数に基づき等級が決まる。等級にはA判定(最重度、重度)、B判定(中度)、C判定(軽度)がある。
老人福祉法	老人の福祉の原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とした法律。

## 5 アンケート及びヒアリング調査結果の詳細

## (1) ①一般住民向けアンケート

●調査対象者…令和3年1月25日時点で満20歳以上の市町在住者から、年齢別人口及び地区別人口に比例した割合で、延岡市・高千穂町は人口の約3%、日之影町・五ヶ瀬町は人口の約5%をそれぞれ無作為抽出

## ■調査対象者数及び回答者数（人）

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	延岡・西臼杵
対象者数 A	3,600	256	170	150	4,176
回答者数 B	1,500	146	96	85	1,827
回答率 C (B/A)	41.7%	57.0%	56.5%	56.7%	43.8%

## ■年齢別回答者数（人数及び割合）

年齢	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	無回答
人数	70	154	203	265	459	658	18
(割合)	(3.8%)	(8.4%)	(11.1%)	(14.5%)	(25.1%)	(36.0%)	(1.0%)

## 問1. 成年後見制度はどのような制度か知っていますか？

名前は聞いたことがあるが内容はよく知らない	693 (37.9%)
聞いたことがない	590 (32.3%)
知っている	479 (26.2%)
無回答	65 (3.6%)

## 問2. 成年後見制度にどのような印象を抱いていますか？（複数回答）

手続の仕方が分からない	643 (35.2%)	利用の効果が分からない	353 (19.3%)
誰が成年後見人になるか不安	526 (28.8%)	就任後の事務処理が大変	187 (10.2%)
成年後見人の不正が怖い	418 (22.9%)	成年後見人の報酬が高い	73 (4.0%)
自分や家族には特に必要ない	408 (22.3%)	成年後見人の報酬が安い	22 (1.2%)
家族による支援との違いが分からない	408 (22.3%)	その他	91 (5.0%)
（その他の内訳） 後見人を一度決めるとなかなか変えられないと聞く。/日常で身近に感じたことがない。/書類が多すぎて大変。/成年後見人だからこそできることも多々ある。/後見人が決まるまで時間がかかる。/相続の際妨げになるのではないかと。/家族以外の方がなる時の不安が大きい。/後見人になった時に、認知症の方に被害妄想があらわれるのが怖い。/成年後見制度はこれからの社会生活で最後まで安心して生きる為には必要な制度のように感じる。/制度利用の促進のためには誰にでも分かりやすい説明をしていただけるとありがたい。			

## 問3. 成年後見制度について相談先を知っていますか？

知らない		1,258 (68.9%)
知っている		487 (26.7%)
無回答		82 (4.5%)
内訳 (複数回答) 知っている相談先の	行政	269 (14.7%)
	地域包括支援センター	209 (11.4%)
	家庭裁判所	198 (10.8%)
	相談支援事業所	75 (4.1%)
	延岡・西臼杵権利擁護センター	56 (3.1%)
	その他	19 (1.0%)
	(その他の内訳) 弁護士/司法書士/公証役場/社会福祉協議会	

## 問4. 成年後見制度について相談したことがありますか？

相談したことがない		1,715 (93.9%)
相談したことがある		73 (4.0%)
無回答		39 (2.1%)
機関の内訳 (複数回答) 相談したことがある	家庭裁判所	30 (1.6%)
	地域包括支援センター	22 (1.2%)
	行政	16 (0.9%)
	延岡・西臼杵権利擁護センター	7 (0.4%)
	相談支援事業所	1 (0.1%)
	その他	30 (1.6%)
	(その他の内訳) 弁護士/司法書士/公証役場	

## 問5. 任意後見制度はどのような制度か知っていますか？

名前は聞いたことがあるが内容はよく知らない	1,041 (57.0%)
聞いたことがない	455 (24.9%)
知っている	292 (16.0%)
無回答	39 (2.1%)

## 問6. 今後成年後見制度の講座・セミナーがあれば参加しますか？

参加しない	1,219人 (66.7%)
参加する	537人 (29.4%)
無回答	71人 (3.9%)

## (1) ②民生委員・児童委員向けアンケート

●調査対象者…令和3年2月1日時点で委嘱されている各市町の民生委員及び主任児童委員

■調査対象者数及び回答者数（人）

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	延岡・西臼杵
対象者数 A	303	53	24	20	400
回答者数 B	241	51	24	18	334
回答率 C (B/A)	79.5%	96.2%	100.0%	90.0%	83.5%

■年齢別回答者数（人数及び割合）

年齢	40～49	50～59	60～69	70～	無回答
人数	5 (1.5%)	22 (6.6%)	146 (43.7%)	158 (47.3%)	3 (0.9%)

## 問1. 成年後見制度はどのような制度か知っていますか？

知っている	156 (46.7%)
名前は聞いたことがあるが内容はよく知らない	135 (40.4%)
聞いたことがない	26 (7.8%)
無回答	17 (5.1%)

## 問2. 成年後見制度にどのような印象を抱いていますか？（複数回答）

手続の仕方が分からない	151 (45.2%)	利用の効果が分からない	74 (22.2%)
誰が成年後見人になるか不安	134 (40.1%)	自分や家族には特に必要ない	70 (21.0%)
家族による支援との違いが分からない	115 (34.4%)	成年後見人の報酬が高い	16 (4.8%)
成年後見人の不正が怖い	114 (34.1%)	成年後見人の報酬が安い	2 (0.6%)
就任後の事務処理が大変	76 (22.8%)	その他	22 (6.6%)

（その他の内訳） 他人のお金を預かるのは責任が重い。/大変良い制度。/後見人の仕事の透明性が問題。/認知症の両親の面倒を見ていた妹に、面倒を見ていない市外の姉が成年後見制度を頼み、不自由を強いられ一年以上他のケアマネジャーに相談を受け、協力したものの家を出るしかなかった、等の事例あり。/制度を知らない人が多い。/定例会で講座を受け少々耳に残っている程度。/チェック機能を充実させて欲しい。/自分の年齢を考えると他人事ではない。/大事な制度である。

## 問3. 成年後見制度について相談先を知っていますか？

知らない		113 (33.8%)
知っている		214 (64.1%)
無回答		7 (2.1%)
内訳 (複数回答) 知っている相談先の	地域包括支援センター	113 (39.8%)
	行政	123 (36.8%)
	家庭裁判所	81 (24.3%)
	延岡・西臼杵権利擁護センター	59 (17.7%)
	相談支援事業所	30 (9.0%)
	その他	9 (2.7%)
	(その他の内訳) 弁護士/司法書士/公証役場/社会福祉協議会	

## 問4. 成年後見制度について相談したことがありますか？

相談したことがない		306 (91.6%)
相談したことがある		25 (7.5%)
無回答		3 (0.9%)
内訳 (複数回答) 知っている相談先の	地域包括支援センター	9 (2.7%)
	家庭裁判所	8 (2.4%)
	行政	7 (2.1%)
	相談支援事業所	1 (0.3%)
	その他	8 (2.4%)
	(その他の内訳) 弁護士/司法書士/社会福祉協議会	

## 問5. 任意後見制度はどのような制度か知っていますか？

名前は聞いたことがあるが内容はよく知らない	124 (37.1%)
知っている	111 (33.2%)
聞いたことがない	88 (26.3%)
無回答	11 (3.3%)

## 問6. 今後成年後見制度の講座・セミナーがあれば参加しますか？

参加する	238 (71.3%)
参加しない	88 (26.3%)
無回答	8 (2.4%)

## (2) 成年後見制度利用者本人向けヒアリング

●調査対象者…令和3年2月時点で成年後見制度利用中の高齢者及び障がい者

## ■調査対象者数

延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	延岡・西臼杵
44	2	2	1	49

## ■年齢別回答者数（人数及び割合）

年齢	20～39	40～59	60～69	70～79	80～89	90～
人数（割合）	1（2.0%）	3（6.1%）	11（22.4%）	14（28.6%）	13（26.5%）	7（14.3%）

## ■後見類型別対象者数（人数及び割合）

後見	保佐	補助
36（73.5%）	12（24.5%）	1（2.0%）

## 問1. 成年後見制度はどのような制度か知っていますか？

聞いたことがない	19（38.8%）
知っている	11（22.4%）
名前は聞いたことがあるが内容はよく知らない	8（16.3%）
無回答	11（22.4%）

## 問2. 自分が成年後見制度を利用していることを理解していますか？

自分が制度を利用していることを理解していない	19（38.8%）
自分が制度を利用していることを理解しており納得している	11（22.4%）
自分が制度を利用していることを理解しているが納得していない	7（14.3%）
無回答	12（24.5%）

## 問3. 自分の後見人等が誰か知っていますか？

知っている	22（44.9%）
知らない	16（32.7%）
無回答	11（22.4%）

## 問4. 自分の後見人等にどのような印象を抱いていますか？（複数回答）

良い印象を答えた人	悪い印象を答えた人
22 (44.9%)	15 (30.6%)
良くしてもらっている。/優しい。/心配してくれる。/アドバイスしてくれる。/カッコしている時に和らいでくれる。/息子と仲良くしてくれる。	人任せにしている。/全く来てくれない。/小遣いをくれない。/電話に出ない。/収支の中身が分からない。

## 問5. 自分の後見人等に対する要望はありますか？

何も言うことはない。/十分やってくれている。/任せっぱなしで特にない。/話をゆっくり聞いてほしい。/頼みたいことがあると電話している。/通帳の中身を見せてほしい。/定期的に収支状況を教えてほしい。/お金を自分で管理したい。/話が難しいので分かりやすく説明してほしい。/年金日に間違いなくお金がもらえるようにしてほしい。



## (3) 専門職後見人向けアンケート

● 調査対象者…地域内にて後見活動を行っている専門職後見人

■ 調査対象者数及び回答者数（人）

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	延岡・西臼杵
対象者数 A	26	1	-	-	27
回答者数 B	20	1	-	-	21
回答率 C (B/A)	76.9%	100.0%	-	-	77.7%

■ 調査対象者の専門職種の内訳

弁護士	社会福祉士	司法書士	行政書士
2	13	6	6

問1. 令和3年2月1日現在何件受任されていますか？

1件～5件	6件～10件	11件～15件	16件～20件
9	8	2	2

問2. これまでに後見の受任依頼を断ったことがありますか？

断ったことがない		7 (33.3%)
断ったことがある		14 (66.6%)
断った理由の内訳 (複数回答)	在宅生活者であったため	9 (42.9%)
	業務的にこれ以上増やせないため	7 (33.3%)
	困難ケースのため	4 (19.0%)
	報酬額が低いため	3 (14.3%)
	その他	4 (19.0%)
	(その他の内訳) 調停等の手続きに時間を使うため。/親族や関係機関の協力が得られそうになかったため。/経験が浅い為、急に受任件数を増やしご迷惑をお掛けすることのないよう件数を制限し、少しずつ増やすようにしたいと考えています。/時間的に不可能。	

## 問3. 後見を受任してこれまでに苦慮されていることはありますか？

苦慮していることはない	2 (9.5%)	
苦慮していることがある	19 (90.5%)	
苦慮していることの内容 (複数回答)	本人への親族の対応について	11 (52.4%)
	本人が亡くなった後の相続手続について	10 (47.6%)
	本人の身元保証について	9 (42.9%)
	本人への対応について	6 (28.6%)
	報酬が安いこと	6 (28.6%)
	その他	9 (42.9%)
	(その他の内訳) 古家の対応(処分)について。/在宅の方が飼っているペットについて。/医療に関する同意を未だに求められることがあり、新型コロナワクチン接種においても起こりうる事が気がかりである。/行政の報酬助成額が低い。/福祉関係ではない、行政窓口の対応(住民課等)。/医療機関等の制度理解の不足。/コロナ対応で、施設入所中の本人と面会ができず様子が全くわからない。/コロナ禍で施設の見学、入居が断られます。/警察に『通帳を持って行った』と通報されました。/徘徊がある高齢者の入居先が断られなかなか見つからない。/被保佐人の未成年の子どもの対応を要求された。/一日20回以上電話があった。	

## 問4. 成年後見制度について関係機関に要望はありますか？

特にない。関係者の皆様にはお世話なっています。/研修を増やしていただきたい。/高齢・障がいの担当部署はやり取りしやすいが、生活保護担当の一部の方には理解いただけず、情報や協力が得られないことがあった。別の職員さんには対応していただけたので、後見制度に対する理解がそれぞれ違うのだと感じた。/登記事項証明の3ヶ月有効期間の延長。/地元家裁による資格証明の発行。/制度の周知、広報活動をより推進していただきたい。/成年後見人等を親族と同じような立ち位置と勘違いしていると感じる(特に高齢福祉の関係機関で)。/住民の周知がもうひとつ。/親族後見が出来るようにバックアップしてほしい。/首長申立時における財産調査、収支調査をもっと精度高くしていただきたい。/支局でも登記事項証明書が取れるようにしてほしい。/報酬算定の基準を示してほしい。/後見人のサポート体制の強化、住民への普及、相談会の実施。/公的な責任の後退になってはいけない(市民後見人や法人後見支援員など)。/首長申立による後見人等を積極的に行っている。/福祉社関係者、医療関係者、金融機関、公共機関、住民の方々が理解しやすく興味を持っていただくと良いと思います。/『分かりやすい後見制度』が希望です。/施設から『電池を買ってきてください』『ティッシュ1箱出したので持ってきてください』と言われることがあったので、もう少し役割について学んでいただきたい(啓発)。

## (4) 親族後見人向けアンケート

●調査対象者…令和3年2月時点で市町内在住の高齢者・障がい者に対して親族後見を行っている者

## ■調査対象者数

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	延岡・西臼杵
対象者数 A	95	7	4	-	106
回答者数 B	81	7	4	-	92
回答率 C (B/A)	85.3%	100.0%	100.0%	-	86.8%

## 問1. 現在どなたの後見人をされていますか？

父母	子	兄弟姉妹	その他
25 (30.9%)	16 (19.8%)	33 (40.7%)	18 (22.2%)

## 問2. 成年後見制度を利用しようと思ったきっかけは何ですか？（複数回答）

預貯金の管理・解約	44 (54.3%)
身上保護（福祉施設入所等）	35 (43.2%)
相続手続	24 (29.6%)
不動産の管理・処分	22 (27.2%)
介護保険契約	8 (9.9%)
保険金の受取	6 (7.4%)
訴訟手続等	5 (6.2%)
その他	10 (12.3%)
<p>（その他の内容） 離婚に伴い子の戸籍を移すため。/叔父が亡くなり後を引き継いだ。/弟の弁護士に話を聞いて。/家庭裁判所から勧められた。/詐欺被害に遭わないようにするため。/過大な支出を抑えるため。/障がい者になり金銭管理ができなくなり、自己破産するため。/母が財産管理の書類作成等ができなくなり、代わりにやることになった。/前の人に障害年金を騙し取られており、不動産担保で借金をするなどお金の管理ができなかったため。/相続手続でお世話になった司法書士の勧め。/祖父が交通事故に遭い判断能力が低下したため。</p>	

## 問3. あなたが後見人になろうと思ったきっかけは何ですか？（複数回答）

知らない人に後見人を任せるより安心だから	44 (54.3%)
他の親族から勧められたため	21 (25.9%)
後見人に支払う報酬がかからないから	17 (21.0%)
関係機関から勧められたため	21 (25.9%)
その他	24 (29.6%)
（関係機関の内訳） 銀行/福祉施設/家庭裁判所/弁護士/司法書士/こどもセンター/男女共同参画センター	
（その他の内訳） 自分が管理可能であったため。/何も考えずにこの親だからと自然に。/母の対応が難しいと思ったから。/前後見人が亡くなったため。/施設入居していて、契約変更に後見人が必要なため。/制度についての知識を有していたため（社会福祉士）。/他人に頼むという考えがありませんでした。/後見人になった後の事務報告など他にできる者がいない。/障害年金を受給するため。/弟の近くにいる私が後見人になるしかなかった。/被保佐人と同居する子が障がい者のため。/国有林の管理のため、印鑑の必要性を求められ、やむを得ず。/夫の妹の兄弟姉から依頼されたため。/兄弟だから。/親の住んでいた住宅が老朽化していて危険だったため。/兄の世話を長年していたから。	

## 問4. 後見を受任してこれまでに苦慮されていることはありますか？

苦慮していることはない	61 (66.3%)	
苦慮していることがある	31 (33.7%)	
苦慮していることの内容 （複数回答）	家庭裁判所への報告が煩雑である	17 (18.5%)
	本人の金銭管理が煩雑である	8 (8.7%)
	本人の契約手続が煩雑である	4 (4.3%)
	その他	13 (14.1%)
	（その他の内訳） 様々な手続きや通院で仕事を頻繁に休まないといけない。/高齢になり精神的・身体的に苦しく、夫に手伝ってもらっている。/遠方なことに加えコロナでなかなか会いにいけない。/自己破産手続を弁護士経由で済ませているが、何もかも自分でしており、病気もあり大変苦戦している。/夫がアルツハイマー型認知症で、いつ記憶が無くなり私が誰なのか分からなくなるか不安で、そうなったらどう判断すればよいのか分からないので苦しい思いをする毎日です。/後見人を兄弟に頼みたいがなかなか話ができず、兄弟も結婚すると自分の家庭が大事なので親として辛い。/裁判所から預金を信託預金にするように指示されたが取扱の信託銀行が遠方にあり何かと不便である。/自分が年を取ってしまうと今後のことが心配。/不動産の売却等手続きが煩雑。/自分が高齢になり色々と手続きに足を運ぶのに苦労する。/後見人を解除してくれとたまに暴力的になる時がある。/（私達が知らない間に）訳の分からない買い物をして請求された。/本人の財産がどのような種類あるのか確認を取るまで時間がかかる。/裁判中なので大変。	

## (5) ①事業所職員向けアンケート

●調査対象者…高齢者・障がい者に関する支援事業所職員

■調査対象者数及び回答者数（人）

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	延岡・西臼杵
対象者数 A	85	16	3	6	110
回答者数 B	76	14	3	6	99
回答率 C (B/A)	89.4%	87.5%	100.0%	100.0%	90.0%

■回答者の内訳

居宅介護支援事業所	地域包括支援センター	相談支援事業所	その他	無回答
49	20	17	12	1

## 問1. 成年後見制度について説明ができますか？

説明できる	56 (56.6%)
説明できない	37 (37.4%)
無回答	6 (6.1%)

## 問2. 以下の中で後見人等の業務であると思うものに○をつけて下さい

(以下、各項目について後見人等の業務であると判断した人の数)

後見人等本来の業務であるもの	金銭管理や施設利用料の支払	92 (92.9%)
	入所・入院等の契約行為	88 (88.9%)
	各種支援計画（ケアプラン等）に関する同意	29 (29.3%)
後見人等本来の業務でないもの	火葬、埋葬の契約	50 (50.5%)
	死亡届の提出	49 (49.5%)
	死亡時の相続手続	49 (49.5%)
	体調が急変した場合や夜間の緊急連絡先	43 (43.4%)
	手術等の医療行為に関する同意	27 (27.3%)
	医療費、利用料等支払が滞った場合の補填	27 (27.3%)
	死亡時の遺体・遺品の引き取り	26 (26.3%)
	衣類やおむつ等の日用品の購入	24 (24.2%)
退院や転院、施設を変更する際の付添や搬送	22 (22.2%)	

## 問3. 成年後見制度の相談があった場合はどのように対応していますか？

(複数回答) ※R元年10月～R2年9月末に対応した事例

相談を受けたことがない	39 (39.4%)
制度の説明のあと行政につなげる	29 (29.3%)
制度の説明のあと中核機関につなげる	28 (28.3%)
制度の説明を行うのみ	15 (15.2%)
そのまま中核機関につなげる	6 (6.1%)
そのまま行政につなげる	5 (5.1%)
その他	13 (13.1%)
(その他の内容) 地域包括支援センターにつなげる。/司法書士につなげる。/法人後見実施法人につなげる。/法テラスにつなげる。/家庭裁判所につなげる。	

## 問4. 成年後見制度の利用支援に関して何が必要だと思えますか？(複数回答)

職員向けの研修開催	69 (69.7%)
法律専門職との合同勉強会(事例検討等)	65 (65.7%)
身元保証についての制度新設	33 (33.3%)
低所得の方向けの助成制度の充実	32 (32.3%)
その他	9 (9.1%)
(その他の内容) 手続の簡素化。/手続の迅速化。/手続における行政の支援。/地域住民向けの説明・研修。/介護支援専門員の質の向上。/後見業務の拡大。/在宅で後見用診断書を書いていただける医師の確保。	

## 問5. 成年後見制度について、市町村等への要望はありますか？

今後、必要な方は増えると思います。/行政の方でも該当すると思われる方への対応を、早めにお願ひしたい。/後見につなげたいが受任者が少ないためなかなか進まない。/フローチャートのような利用に関する分かりやすいもの（パンフレット等）が欲しい。/後見人が決定するまでに時間がかかり過ぎる。また、（後見人の）資格によって支援範囲が違ふように感じる。後見人によってやる人とやらない人の差があり何か釈然としない。/後見人と一緒に支援をするが色々聞いても教えてくれない。守秘義務があるのは分かるが、ある程度は教えてくれても良いのでは。後見人によっては金銭管理のみという方もいるが、入院同意書等はケアマネの業務か？何のために後見人をお願いするのか教えてほしい。/生活保護の方も、首長申立てで後見人が付き署名・捺印がスムーズに行われ助かっています。/制度利用者が安心できる環境整備が必要。/障がい者の生活介護事業をしているが、利用者が40代のため制度利用希望者がいない。/延岡・西臼杵ネットワーク会議を中心とした研修等が制度の理解を深める機会になっている。今後も可能な限り参加したい。/どこに相談に行くか悩んでいる方が多く、相談窓口の広報や相談しやすい環境づくりが必要。/制度は必要だと思いますが、利用する際の費用を考えると、ある程度金銭的余裕のある方でないと勧められないかと思ひます。/中核機関に相談したが、表面的な説明のみで、納得のいく回答が得られなかった。中核機関の対応可能な範囲を明確にしてもらいたい。/本人（家族）申立て・市長申立てそれぞれの流れや期間、窓口について周知してもらいたい。/受任者が少ない。受任の候補者は手挙げ方式で調整と聞いています。また、在宅のケースは受け入れが難しい様子があります。受任者の育成をお願いします。/窓口が複数ありどこにつなればよいか迷うので明確にしてほしい。また、費用が分かりにくい。/後見人等の選任に時間がかかりすぎる（途中経過がわからない。）。/面接等への同席が負担になる（顔合わせや立会いのための招集は不要と思う。）。/成年後見制度利用支援事業の拡充。/医療行為についての同意。/後見につながるまでの一番大変な時期の支援体制を整えてほしい。この支援体制ができることで本当に成年後見につなげる必要があるのか見極めになるのでは？中核機関の二次相談窓口は申立て後の対応と説明を受けているが住民や包括へのメリットが見えない、相談しづらい存在になっています。誰のための権利擁護センターなのか分からない。中核機関は、申立て後の体制を整える機関と解釈していいですか？/包括に相談しても裁判所に行ってくれというスタンス。あれでは後見制度は狭き門だと思う。/高齢化社会に向けての問題です。少しでも若いうちに制度を利用しやすく簡素化して欲しいものです。

## (5) ②病院職員及び施設職員向けアンケート

●調査対象者…病院職員及び高齢者施設職員並びに障がい者施設職員

■調査対象者数及び回答者数（人）

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	延岡・西臼杵
対象者数 A	114	12	4	5	135
回答者数 B	92	10	4	5	111
回答率 C (B/A)	80.7%	83.3%	100.0%	100.0%	82.2%

■回答者数の内訳

病院	26	サービス付高齢者向け住宅	4
介護療養型医療施設	1	養護老人ホーム	3
介護老人保健施設	8	ケアハウス	1
特別養護老人ホーム	11	その他高齢者施設	2
有料老人ホーム	32	障がい者支援施設	4
高齢者向けグループホーム	12	障がい者向けグループホーム	7

## 問1. 成年後見制度について説明ができますか？

説明できる	63 (56.8%)
説明できない	43 (38.7%)
無回答	5 (4.5%)

## 問2. 以下の中で後見人等の業務であると思うものに○をつけて下さい

(以下、各項目について後見人等の業務であると判断した人の数)

後見人等本来の 業務であるもの	金銭管理や施設利用料の支払	108 (97.3%)
	入所・入院等の契約行為	102 (91.9%)
	各種支援計画（ケアプラン等）に関する同意	41 (36.9%)
後見人等本来の 業務でないもの	火葬、埋葬の契約	52 (46.8%)
	体調が急変した場合や夜間の緊急連絡先	52 (46.8%)
	死亡届の提出	46 (41.4%)
	死亡時の相続手続	45 (40.5%)
	手術等の医療行為に関する同意	44 (39.6%)
	退院や転院、施設を変更する際の付添や搬送	39 (35.1%)
	医療費、利用料等支払が滞った場合の補填	38 (34.2%)
	衣類やおむつ等の日用品の購入	30 (27.0%)
死亡時の遺体・遺品の引き取り	24 (21.6%)	



### 問3. 成年後見制度の相談があった場合はどのように対応していますか？

(複数回答) ※R元年10月～R2年9月末に対応した事例

相談を受けたことがない	51 (45.9%)
制度の説明のあと行政につなげる	30 (27.0%)
制度の説明のあと中核機関につなげる	24 (21.6%)
制度の説明を行うのみ	13 (11.7%)
そのまま中核機関につなげる	11 (9.9%)
そのまま行政につなげる	4 (3.6%)

### 問4. 成年後見制度の利用支援に関して何が必要だと思いますか？ (複数回答)

職員向けの研修開催	66 (59.5%)
法律専門職との合同勉強会 (事例検討等)	57 (51.4%)
身元保証についての制度新設	32 (28.8%)
低所得の方向けの助成制度の充実	26 (23.4%)
その他	14 (12.6%)

(その他の内容) 制度について知識不足を感じる。/費用の負担軽減。/(後見)人によって関わり方が違う。/入院に困るケースが多く迅速な対応をお願いしたい。/後見人が決まるまでの流れよりも、どういう時に利用できる制度かということを知り・研修していただきたい。/以前、家族からの経済的虐待があり、施設の利用料が滞っていました。包括に相談して制度を利用する方向に進んでいきましたが思うように話が進まず、決定しないうちに利用者がお亡くなりになりました。亡くなったことを伝えると『あっ、ではもうここで終了です。あとは施設で対応を。』と簡単に言われました。結局支払は無事に済んだのですが、もう少し早く対応して後見人を決定してほしかったです。/センターの充実。/メディアを通じてのPR。/後見人不足の解消。/1回目の研修では難しかったが、2回目の研修で成年後見制度のあり方が少し分かりました。専門職の方々と勉強会があれば、相談を受けた時機関につなぐことができるのではないかと思います。一人でも多く研修を受けられるよう要望します。/市民後見人の育成。/市民後見人として活動するためには社協などに在籍する必要があるようですが、その点の緩和などあればと思います。/他の事業所に勤めている場合、法人後見など事業所や法人の理解が必要になるので、各事業所長などを対象とした説明会などあればよいのかなと思います。

## 問5. 成年後見制度について、市町村等への要望はありますか？

一人当たりの担当数が多い様子なので、後見人のマンパワー不足が解消できればと思います。/将来、家族が遠方にいる施設入所者が多くなると思います。(それに向けて)後見制度が活用しやすくなると良いと思います。/相談窓口を一本化してもらえると便利。/住民の方向けの広報。/申立て手続きに時間がかかり過ぎると思う。/勉強会の開催を増やしてほしいです。/後見人の業務が狭い範囲なので、後見人に『それは扱っていません』と言われるが、ではどうしたらよいのか、何につなげて支援すればよいのかアドバイスを得られなかったことがあり、不親切だと感じた。/以前、行政に後見人を依頼しても、後見人のなり手がいないと言われ、数年待ったことがあった。/身寄りがない方の治療方針の同意などが必要な時に、契約は出来ても同意ができない場合、どのような支援の方法があるのでしょうか？勉強不足ですみません。/制度について勉強会等を多く実施してほしい。/成年後見人の可能な業務の拡大。/今後、利用する方が増えてくると思われるので、制度の説明を定期的に行ってほしいです。/判断能力があるうちに後見人を選んでおけるような制度があると良いと思います。例えば70歳以上は義務化する、など。/分かりやすいパンフレット作成。/成年後見制度と聞いて身構えてしまいます。分かりやすく説明して広めると良いのではと思います。成年後見制度という名称も理解しやすく、馴染みやすくすると良いのではと思います。

## (6) 障がい者本人又は親族向けアンケート

- 調査対象者…障がい者支援施設に入所している者又はその家族  
療育手帳・精神障害者手帳所持者又はその家族

## ■調査対象者数及び回答者数（人）

	延岡市	高千穂町	日之影町	五ヶ瀬町	延岡・西臼杵
対象者数 A	150	33	-	7	190
回答者数 B	76	17	-	3	96
回答率 C (B/A)	50.7%	51.5%	-	42.9%	50.5%

## ■回答者内訳 i（障がい者との関係）

障がいのある方（本人）	23 (24.0%)	障がいのある方の兄弟姉妹	15 (15.6%)
障がいのある方の父母	41 (42.7%)	その他	10 (10.4%)
障がいのある方の子	3 (3.1%)	無回答	4 (4.2%)

## ■回答者内訳 ii（障がい者の生活状況）

一人暮らし	3 (3.1%)	家族と同居	58 (60.4%)
施設入所中	33 (34.4%)	その他	2 (2.1%)

## 問 1. 本人又は御家族として何かお困りごとはありますか？

困っていることはない	30 (31.3%)	
困っていることがある	60 (62.5%)	
無回答	6 (6.3%)	
困りごとの内容 (複数回答)	将来的な不安がある	51 (53.1%)
	日常生活(の支援)が大変	17 (17.7%)
	金銭管理(の支援)が大変	12 (12.5%)
	契約手続(の支援)が大変	4 (4.2%)
	その他	3 (3.1%)
	(その他の内訳) (別の)家族が(金銭等)管理している分がある。/姉妹が病気でこの先不安。	

## 問 2. 成年後見制度はどのような制度か知っていますか？

名前は聞いたことがあるが内容はよく知らない	38 (39.6%)
聞いたことがない	27 (28.1%)
知っている	27 (28.1%)
無回答	4 (4.2%)

## 問3. 成年後見制度にどのような印象を抱いていますか？（複数回答）

家族による支援との違いが分からない	36 (37.5%)
手続の仕方が分からない	33 (34.4%)
誰が成年後見人になるか不安	32 (33.3%)
成年後見人の不正が怖い	20 (20.8%)
就任後の事務処理が大変	19 (19.8%)
利用の効果が分からない	22 (22.9%)
自分や家族には特に必要ない	14 (14.6%)
成年後見人の報酬が高い	8 (8.3%)
成年後見人の報酬が安い	1 (1.0%)

## 問4. 成年後見制度について相談先を知っていますか？

知らない	52 (54.2%)	
知っている	38 (39.6%)	
無回答	6 (6.3%)	
知っている相談先の内訳 (複数回答)	行政	26 (27.1%)
	家庭裁判所	13 (13.5%)
	地域包括支援センター	11 (11.5%)
	相談支援事業所	6 (6.3%)
	延岡・西臼杵権利擁護センター	4 (4.2%)
	その他	6 (6.3%)
	(その他の内訳) 本人が入所している施設の職員/司法書士/弁護士/民生委員	

## 問5. 成年後見制度について相談したことがありますか？

相談したことがない	83 (86.5%)	
相談したことがある	10 (10.4%)	
無回答	3 (3.1%)	
相談したことの 機関の内訳 (複数回答)	家庭裁判所	5 (5.2%)
	行政	4 (4.2%)
	地域包括支援センター	1 (1.0%)
	相談支援事業所	1 (1.0%)
	その他	2 (2.1%)
	(その他の内訳) 司法書士	

## 問6. 成年後見制度について、市町村等への要望はありますか？

手続きの簡素化。/セミナーがある場合は連絡してほしい。/制度を利用するような資産がない。/金銭面や家族の支援など将来のことが不安。/よく分からないから(利用するのが)怖い。/言葉は知っているが詳しくは分からないので教えてほしい。/勉強したい。/本人は障害年金だけで生計を立てているので後見人の報酬は少なくしてほしい。/詳しい情報を行政から発信してほしい。/実例を教えてください。/(制度利用の)必要がある時は分かりやすい説明をお願いします。/広報が足りないと思う。/後見人による不祥事が発生した場合の対応と、不正防止のための後見人に対する指導など。/後見人が決まってしまうと変更できないと聞いたのですが、その辺が不安な感じです。

## 問7. 今後成年後見制度の講座・セミナーがあれば参加しますか？

参加する	49 (51.0%)
参加しない	41 (42.7%)
無回答	6 (6.3%)

住み慣れた地域で 自分らしく 共に生きるまち  
～ひとりひとりの権利を守り、つながり支え合う地域共生社会の実現～

## 【 編 集 / 発 行 】

### 【延岡市】

〒882-8686

宮崎県延岡市東本小路2-1

#### 高齢福祉課

TEL0982-22-7016

#### 障がい福祉課

TEL0982-22-7059

### 【日之影町】

〒882-0401

宮崎県西臼杵郡日之影町七折 9074-3

#### 日之影町保健センター

TEL0982-87-2741

### 【高千穂町】

〒882-1101

宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 435-1

#### 高千穂町保健福祉総合センター

TEL0982-73-1717

### 【五ヶ瀬町】

〒882-1295

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670

#### 五ヶ瀬町福祉課

TEL0982-82-1702